令和7年度補正予算
省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）

交付申請の手引き
（Ⅰ）工場・事業場型
（Ⅳ）エネルギー需要最適化型
5次公募用

本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブが代表幹事として
大日本印刷株式会社との共同事業体で執行する事業です。

2026年11月

令和7年度補正予算「省エネ・非化石転換補助金」の公募は5次公募をもって終了となり、6次公募を実施する予定はありません。

なお、5次公募においては複数年度事業のみ公募を実施し、単年度事業は対象外です。



一般社団法人 環境共創イニシアチブ
Sustainable open innovation initiative
DNP 大日本印刷株式会社

補助金を申請及び受給される皆様へ

本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）が代表幹事として大日本印刷株式会社（以下「DNP」という。）との「共同事業体」として執行する補助金事業です。補助金の交付を申請される間接補助事業者の皆さまとの手続等については、代表幹事であるSIIが行います。

補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、当共同事業体としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、及び共同事業体が定める「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）」をよくご理解のうえ、また下記の点についても十分にご認識いただいたうえで補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、代表幹事SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。

③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95％の利率）を加えた額を代表幹事SIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、代表幹事SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。

④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解したうえで本事業の申請手続きを行うこととしてください。

⑤ 代表幹事SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。

⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について代表幹事SIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、代表幹事SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう。（以下同じ）
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。

⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、代表幹事SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。

⑨ 代表幹事SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をホームページ等で公表することがあります。（個人・個人事業主を除く。）

一般社団法人環境共創イニシアチブ
大日本印刷株式会社

本書は、令和7年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」（以下、「本事業」という。）における、事業区分（Ⅰ）工場・事業場型、（Ⅳ）エネルギー需要最適化型の交付申請の方法について説明する手引きです。

本書、公募要領のほか、関連する各手引き（下図「別途公開」参照）が用意されています。
全ての関連する書類等をよくご覧いただいたうえで、交付申請を行ってください。
全ての資料は、SIIホームページ（https://sii.or.jp/）内、本事業の「公募情報」よりダウンロードできます。

別途公開	令和7年度補正予算　省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業　交付規程
別途公開	令和7年度補正予算　省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）　公募要領（5次公募用）
本書	令和7年度補正予算　省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）　交付申請の手引き（5次公募用）
別途公開	令和7年度補正予算　省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）（別冊）申請様式（5次公募用）
別途公開	令和7年度補正予算　省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）　交付申請の手引き（別冊）補助事業ポータル（5次公募用）

■ 本補助金を申請する際の注意事項

1. 交付申請することで補助金の交付が確定するわけではありません。
2. 交付申請後にSIIの審査があります。審査の過程で不足が判明した場合、SIIからの不備解消依頼にご対応いただく必要があります。スムーズな審査のため、【公募要領】、【交付申請の手引き】、ほか関連する書類をよく読み、不足のない書類を提出していただくようご協力をお願いします。
3. 交付申請にあたってはSIIが提供するシステム「補助事業ポータル」（以下「ポータル」という。）を使用します。
4. 交付申請においては、省エネルギー計算が必要です。
5. 事業者は、交付決定を受けた後に実績報告書を提出し、事業完了した後に成果報告書を提出する必要があります。また、更新後に補助対象設備の使用エネルギー量を実測するため、設備によっては別途計測器等が必要となる場合もあります。あらかじめご了承ください。
6. 交付申請書の様式については、最新のものをダウンロードして作成してください。



- 複数の事業所を申請する場合は、事業所毎に申請を行ってください。
- 契約、及び書類の作成は、必ず申請毎に行ってください。

目次

本書について

第1章　申請する前に

1-1　交付申請の流れ　……P. 5
1-2　公募要領の確認　……P. 7
1-3　申請単位について　……P. 8
1-4　申請パターンについて　……P. 10
1-5　みなし大企業の定義の整理　……P. 13
1-6　共同申請について　……P. 15
1-7　複数年度事業について　……P. 16
1-8　専用設備でない兼用設備（補助対象外）の考え方について　……P. 17

第2章　申請要件の具体的な確認手順

2-1　申請要件の具体的な確認手順　……P. 19

第3章　提出書類（添付資料）

3-1　提出書類（添付資料）について　……P. 24
3-2　提出書類（添付資料）の詳細　……P. 29

第4章　その他の事項について

4-1　交付申請までの残手順　……P. 66
4-2　着工前写真の撮影について　……P. 68
4-3　見積依頼・競争入札　……P. 70

第1章

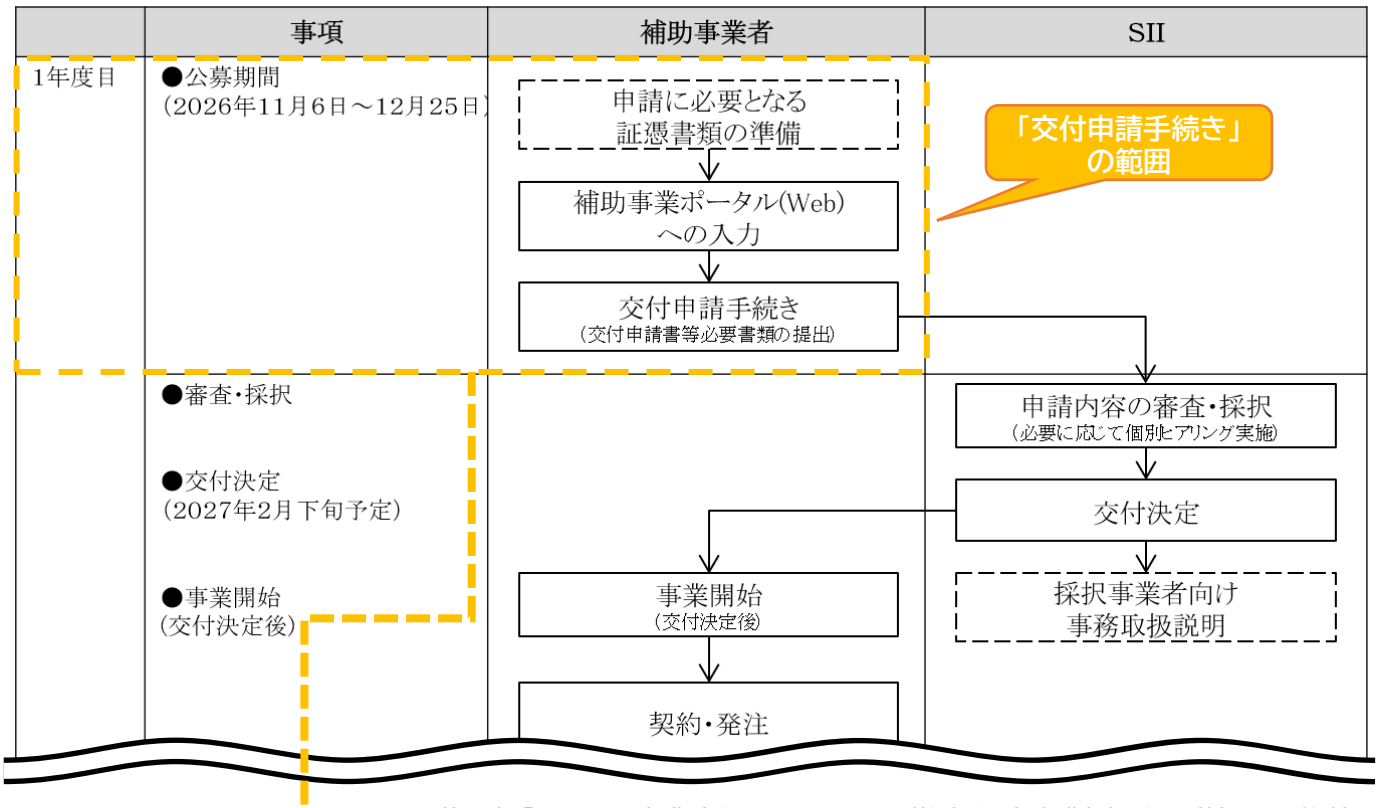
申請する前に



1-1 交付申請の流れ

本書で説明する交付申請手続きの手順は、以下のとおりです。

本事業の全体スケジュール(交付申請から交付決定、及び交付決定後、補助金交付まで)については、公募要領「 1－17. 事業全体スケジュール(複数年度事業)(5次公募)」を確認してください。



※ 公募要領「1－17. 事業全体スケジュール(複数年度事業)(5次公募)」より抜粋

交付申請手続きの手順

公募要領、交付申請の手引き等の確認
- 公募要領、交付申請の手引き(本書)等をよく読み、事業内容を理解する。

更新する設備・システム等を検討
- 既存設備の能力と稼働条件を踏まえて導入する補助対象設備を検討する。

見積を取得
- 見積書を取得する。
➡P.12「申請する際の注意事項」の「見積について」参照

申請パターンを検討
- 申請パターンを検討する。
➡P.10「1-4 申請パターンについて」参照

交付申請に必要な書類の収集・作成
- 商業登記簿謄本やエネルギー実績の証憑書類等、申請に必要な書類を収集し、該当する添付資料を作成。
➡P.24「3-1 提出書類(添付資料)について」参照

次ページに続く

本書「第2章」を参照して実施

設備導入前の年間エネルギー使用量を算出（2025年4月～2026年3月）

- 申請単位（工場・事業場全体）の年間エネルギー使用量を領収書等から算出する。

既存設備・導入予定設備の消費エネルギーから省エネルギー計算をする

- 算出した申請単位の年間エネルギー使用量、既存設備の消費エネルギー、及び導入予定設備の消費エネルギーから省エネルギー計算をする。

申請要件を満たしていることの確認

- 省エネルギー計算結果の内容を確認し、申請要件を満たしていることを確認する。

導入する補助対象設備に係る費用・スケジュールを決定

- 導入する補助対象設備に係る費用・スケジュールを決定する。

「（別冊）補助事業ポータル」を参照して実施

ポータルのアカウントを取得

- SIIのホームページ
- （https://sii.or.jp/koujou07r/）からポータルのアカウント（ユーザ名とパスワード）を取得する。

ポータルの入力、書類印刷

- ポータルの入力必須項目を全て入力する。入力完了後、必ず内容に不備がないことを確認した後にデータを確定する。
- ポータルから必要な書類を全て印刷する。

全書類のファイリング

- 用意した書類、及びポータルで印刷した書類をまとめて交付申請書（正本、副本）の2冊を作成する。

交付申請（郵送）

- 交付申請手続きは、提出書類をファイル1冊にまとめ、SIIへ交付申請書（正本）を郵送することにより完了。

＜提出期限＞
2026年12月25日（金） 17:00必着
直接持ち込みは、受け付けできません。

SIIの審査を経て、交付決定へ

※ 以降の手順の詳細については、交付決定後、
交付決定を受けた補助事業者に向けて案内があります。

1-2 公募要領の確認

申請にあたっては、公募要領（及び本事業の交付規程）をよく確認してから手続きを開始してください。
以下に、公募要領の中で、交付申請の手続きに関連する項目の記載箇所を示します。

特に確認すべき公募要領の参照箇所

● **本事業の補助対象となる事業・事例、設備、及び経費**

対象	確認事項	公募要領 参照箇所
補助対象事業	補助金交付の対象となる事業の要件	• 1-4.補助対象事業
	補助対象と認められない場合	• P.14「補助対象事業と認められない場合」
補助対象設備	補助を受けられる設備及び要件	• 2-1.（Ⅰ）工場・事業場型 • 3-1.（Ⅳ）エネルギー需要最適化型
補助対象経費	補助を受けられる経費の範囲	• 1-13.補助対象経費
補助金額	本事業の補助金額	• 1-14.補助率及び補助金限度額

● **本事業の補助対象となる事業者、及び申請手続きを行える者**

対象	確認事項	公募要領 参照箇所
補助対象事業者	交付申請をする者の要件（本事業による補助を受けられる者）	• 1-5.補助対象事業者
申請手続きを行える者	補助事業者	• 1-5.補助対象事業者
	共同申請者	• 1-5.補助対象事業者

● **本事業への申請単位** ※公募要領と併せて、本書「1-3 申請単位について」も参照してください。

要件項目	確認する内容	公募要領 参照箇所
基本の申請単位	原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位	• 1-8.申請単位
その他の申請の仕方について	工場・事業場間一体省エネルギー事業	• 1-10.工場・事業場間一体省エネルギー事業
	複数事業者の連携事業	• 1-11.複数事業者の連携事業（連携省エネルギー計画の認定制度）

● **省エネルギー効果の考え方**

➡ 公募要領内の「各事業区分の概要」、「省エネルギー効果の要件」を参照してください。

1-3 申請単位について ※公募要領「1-8.申請単位」参照

- 申請単位について以下に説明します。

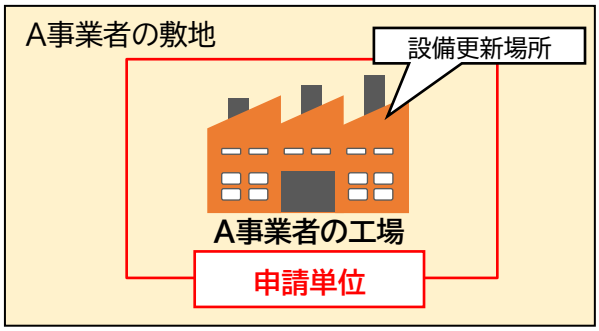
基本の申請単位について

- 本事業における申請単位は、原則、「エネルギー管理を一体で行う事業所単位」となります。
- 「エネルギー管理を一体で行う事業所単位」とは、事業所内で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギーコストを把握している範囲を指します。

※ 省エネ法に基づく定期報告書を提出している場合、定期報告書内に記載の事業所単位で申請してください。

※ 定期報告書を提出していない場合、電気・ガス・油等のエネルギー契約を行う事業所単位で申請してください。

※ エネルギー管理を一体で行う事業所が、複数の事業者の共同管理である場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請としてください。また、導入設備の所有者と使用者が異なる場合、設備の所有者と使用者による共同申請としてください。

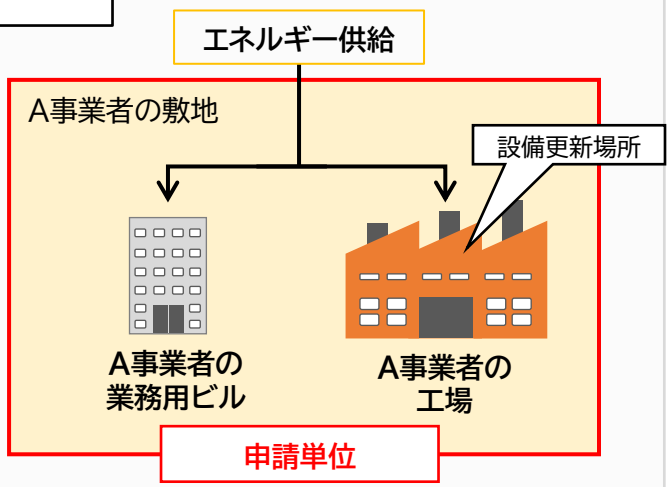


[ケース①] 敷地内に複数の建物があるとき

工場と業務用ビルが敷地内に併設され、両方の建物のエネルギー使用量を一元的に管理している場合。

↓

工場(設備更新を実施する建物)と業務用ビル(設備更新は実施しない建物)を含む敷地内全てが、申請単位となります。

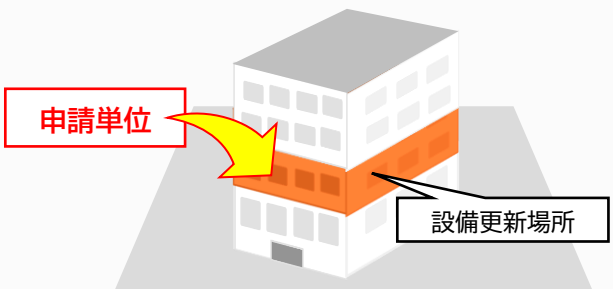


[ケース②] 商業用ビル

商業用ビルの1フロアを借りている事業者で、エネルギー使用量が1フロアで算出できる場合。

↓

商業用ビル1フロアが、申請単位となります。



その他の申請単位について

- 「基本の申請単位」以外に、工場・事業場間一体省エネルギー事業、複数事業者の連携事業に見られる代表的なパターンを、次ページに記載します。
- 公募要領P.38「【付録】工場・事業場間一体省エネルギー事業、複数事業者の連携事業の申請例」と併せて、参照してください。

［ケース③］工場・事業場間一体省エネルギー事業/連携事業

複数の事業所に供給されているエネルギーを統合し、ユーティリティ設備の共有により省エネを実施する場合や、複数の事業所の生産ラインを集約し省エネを実施する事業＝「工場・事業場間一体省エネルギー事業」

複数事業者で実施する、工場・事業場間一体省エネルギー事業＝「連携事業」

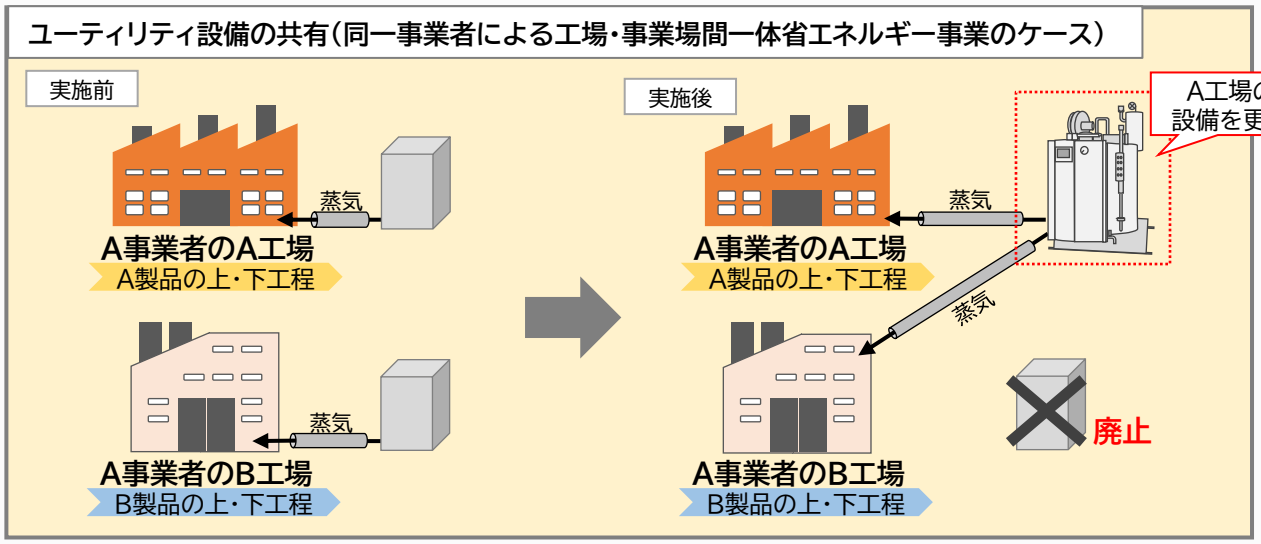
実施する全ての既存工場等の合計が申請単位となります。

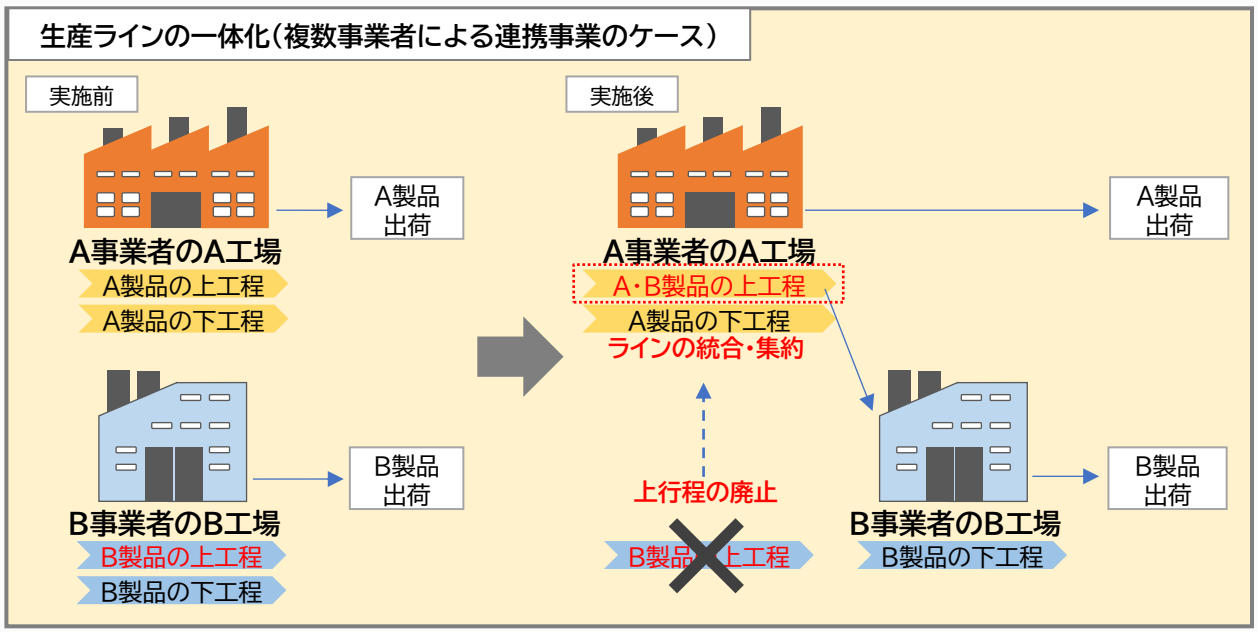
※ 既存の複数の事業所のエネルギー使用量全てを合算し、これを1つの申請単位としてください。

※ 同一事業者の工場・事業場間一体省エネルギー事業の詳細については、公募要領「1-10.工場・事業場間一体省エネルギー事業」を参照してください。

※ 複数事業者の連携事業の詳細については、公募要領「1-11.複数事業者の連携事業（連携省エネルギー計画の認定制度）」を参照してください。

以下のケースの申請単位は、A工場 ＋ B工場





1-4 申請パターンについて ※公募要領「1-9.申請パターン」参照

- 補助対象設備である(a)先進設備・システムの導入、(b)オーダーメイド型設備の導入、(c)指定設備の導入、(d)EMS機器の導入は、**単独で申請するほか、複数の導入設備を組み合わせて申請することができます。**
 設備を組み合わせて申請する場合は、1つの補助事業として1通の交付申請書を作成して提出します。

- 本項では、申請する事業区分の決定方法、申請する際の注意事項について、説明します。

申請する事業区分の決定方法

申請する事業区分の決定手順

手順1 導入予定設備が補助対象設備か確認
- 公募要領を確認し、導入予定の設備が補助対象設備であるかを確認する。

↓

手順2 設備毎に省エネルギー量を算出
- 設備毎に省エネルギー量を算出する。
 ※(b)設備、(c)設備を導入する場合は、公募要領で各設備毎の省エネ要件を満たしているか確認する。

↓

手順3 事業全体の省エネルギー量を算出
- 手順2で算出した設備毎の算出結果を足し上げ(dは除く)、1つの補助事業として事業全体の省エネルギー量を算出する。

↓

手順4 申請要件を満たす事業区分を確認
- 公募要領で各事業区分の申請要件を確認する。
 (投資回収年数、及び省エネルギー効果の要件等)

↓

交付申請を開始
- 手順4で申請要件を満たした事業区分で申請する。

(手順4)申請要件の公募要領内の参照先

◆ 事業区分(Ⅰ)工場・事業場型
- 1-4.補助対象事業
- 2-2.(Ⅰ)の省エネルギー効果の要件

◆ 事業区分(Ⅳ)エネルギー需要最適化型
- 1-4.補助対象事業
- 3-4.申請要件

申請する際の注意事項

事業区分(Ⅰ)<先進枠><一般枠><中小企業投資促進枠><サプライチェーン連携枠>、事業区分(Ⅳ)エネルギー需要最適化型を申請する場合の注意点は、以下をご確認ください。

(Ⅰ)工場・事業場型<先進枠>

- (a)先進設備・システムの導入において、(Ⅰ)工場・事業場型<先進枠>の要件を満たす場合、申請が可能となります。

- (b)オーダーメイド型設備、(c)指定設備を組み合わせて導入する場合は、設備(b)(c)の要件を満たす場合のみ申請が可能となり、(a)~(c)の省エネルギー効果合算で、(Ⅰ)工場・事業場型<先進枠>の省エネルギー効果の要件を満たしてください。

- 設備(a)の補助率は、<先進枠>の補助率となります。設備(b)(c)を組み合わせて申請する場合は、<一般枠>の補助率となります。

(Ⅰ)工場・事業場型<一般枠>

- (b)オーダーメイド型設備、複数の(c)指定設備いずれか、あるいは両方の設備導入において、(Ⅰ)工場・事業場型<一般枠>の要件を満たす場合、申請が可能となります。
 ※(c)指定設備のみを導入する場合は、2台以上の導入が必須となります。
 ※(c)指定設備を導入する場合は、設備区分ごとに、裕度を設定する場合は裕度込みの値で、①省エネ率:10%以上、②省エネ量:1kl以上、③経費当たり省エネ量:1kl/千万円以上のいずれかを満たしてください。
 ※(b)オーダーメイド型設備を導入する場合は、エネルギーが寄与する範囲で、裕度を設定する場合は裕度込みの値で、経費当たり省エネ量:1kl/千万円以上の要件を満たしてください。

- 設備(a)を導入するが、(Ⅰ)工場・事業場型<先進枠>の要件を満たさない場合、設備(a)が設備(b)の設備要件(設計を伴うこと)を満たせば、設備(b)として申請が可能となります。この場合、設備(a)は<一般枠>の補助率が適用されます。

(Ⅰ)工場・事業場型<中小企業投資促進枠>

- (b)オーダーメイド型設備、複数の(c)指定設備いずれか、あるいは両方の設備導入において、(Ⅰ)工場・事業場型<中小企業投資促進枠>の要件を満たす場合、申請が可能となります。
 ※中小企業者等のみが申請可能です。
 ※(c)指定設備のみを導入する場合は、2台以上の導入が必須となります。
 ※SII提供様式の中長期計画書の提出が必須となります。
 ※(c)指定設備を導入する場合は、設備区分ごとに、裕度を設定する場合は裕度込みの値で、①省エネ率:10%以上、②省エネ量:1kl以上、③経費当たり省エネ量:1kl/千万円以上のいずれかを満たしてください。
 ※(b)オーダーメイド型設備を導入する場合は、エネルギーが寄与する範囲で、裕度を設定する場合は裕度込みの値で、経費当たり省エネ量:1kl/千万円以上の要件を満たしてください。

- 設備(a)を導入するが、(Ⅰ)工場・事業場型<先進枠>の要件を満たさない場合、設備(a)が設備(b)の設備要件(設計を伴うこと)を満たせば、設備(b)として申請が可能となります。この場合、設備(a)は<中小企業投資促進枠>の補助率が適用されます。

申請する際の注意事項

事業区分（Ⅰ）＜先進枠＞＜一般枠＞＜中小企業投資促進枠＞＜サプライチェーン連携枠＞、事業区分（Ⅳ）エネルギー需要最適化型を申請する場合の注意点は、以下をご確認ください。

（Ⅰ）工場・事業場型＜サプライチェーン連携枠＞

- 幹事企業とサプライチェーン上の最低4者以上のコンソーシアム形式であり、（Ⅰ）工場・事業場型＜サプライチェーン連携枠＞の要件を満たす場合、申請が可能となります。
 ※1者で1つの申請書を作成してください。
 ※4者以上で申請した場合でも、要件を満たす申請が3者以下となった場合は、＜サプライチェーン連携枠＞での申請は不可となります。
 ※SII提供様式の中長期計画書の提出が必須となります。

- サプライチェーンについては、特定の商品に限定せず、サプライヤー・バイヤーの契約関係にあれば対象となります。また、その関係にあれば、幹事企業の企業体については指定しない。
 ※ただし、以下の場合に該当する資本関係にある者との申請は認めません。
 ①子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
 ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 ※下流の幹事企業は補助金の交付を受けない場合でも、サプライヤーと共同で申請する必要があります。
 ※幹事企業自身が補助事業にて設備更新を実施し、補助金の交付を受ける場合は、幹事企業を含めて4者以上のコンソーシアムを形成して申請してください。

（Ⅳ）エネルギー需要最適化型

- 補助対象設備としてSIIが登録、及び公表した（d）EMS機器を導入する場合において、（Ⅳ）エネルギー需要最適化型の要件を満たす場合、申請が可能となります。

- 新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入するEMS及び、既存の事業所において、新たな製造ラインやエリアに設置するEMSも対象となります。

- （Ⅰ）工場・事業場型との組み合わせであっても、設備（d）の補助率となります。

- 設備（d）は他の設備との組み合わせであっても、事業区分（Ⅳ）の補助金限度額となります。

見積について

- 見積書は設備（a）（bc）（d）の導入設備区分毎に取得し、発注区分を分けてください。

- 見積書は補助対象・補助対象外に分け、それぞれを設計費、設備費、工事費に分けて作成してください。
 ※ 消費税等は補助対象外

- 交付申請時の見積については、交付申請日時点で有効な見積であれば、参考見積でも申請可能です。
 ※原則、オーダーメイド型設備については、特定メーカー又は機種を指定しての見積依頼・競争入札等を行わないこと（仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定されてしまう場合を含む。）。

- 補助対象経費を最安値で提示した見積書に記載されている設備を、「導入する補助対象設備」としてください。

1-5 みなし大企業の定義の整理

※公募要領「1-5.補助対象事業者」－「企業体の定義」参照

本補助金では中小企業者のうち、以下に該当する場合は「みなし大企業」と定義します。

- 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接、又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。
 ※ ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は適用しない。

 point 資本金、又は出資金が5億円以上の法人でも、従業員数が業種別の中小企業の条件を満たす場合を指します。

- 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年、又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者

＜みなし大企業の定義の整理（前提）＞
- 「直接又は間接に100%の株式を保有される」は完全支配関係があるとみなす。
- 「100%の株式を保有される」とは、当該法人の発行済株式のうち、自己保有分を除く株式を全て保有されることを指す。



補助事業者aの自己保有分の発行済株式以外の株式

→ これらを法人bが全て保有している場合は、
「法人bは補助事業者aの100%の株式を保有」しています。

なお、以下に該当する発行済株式の割合が5%未満の場合は、自己保有分とは別に定義が係る範囲（保有される範囲）から除きます。

- 株式の取得を目的とした組合（構成員は当該法人（補助事業者a））の株式
- 新株予約権の行使によって取得された当該法人の株式

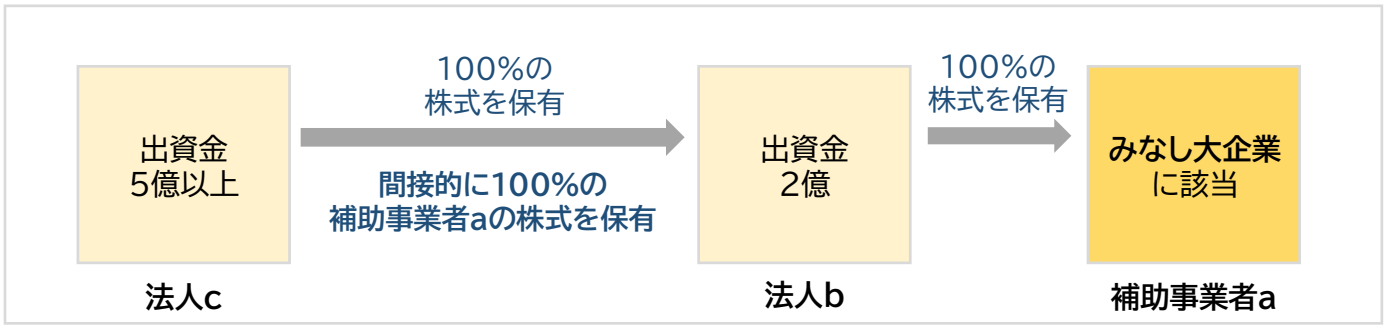
※法人税法施行令 第四条の二 2より

＜みなし大企業の定義の整理 ①＞
- 資本金又は出資金が5億円以上の法人に、直接100%の株式を保有されている場合はみなし大企業となる。



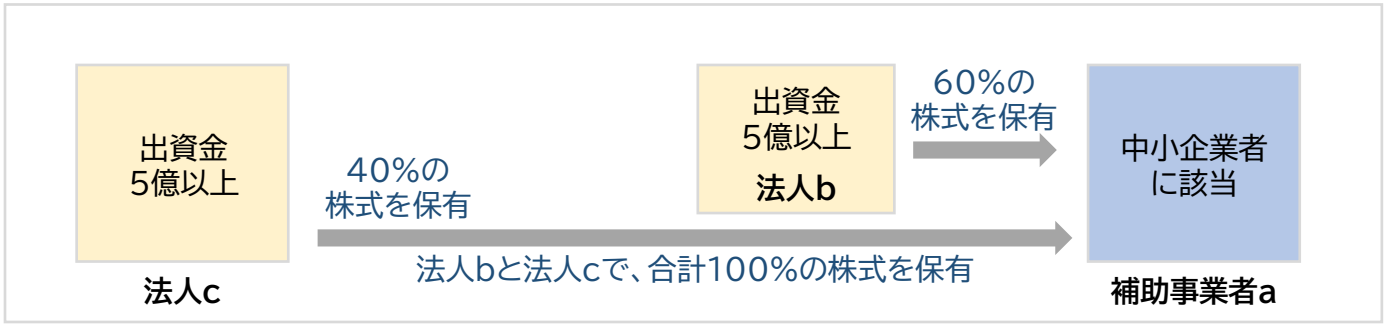
＜みなし大企業の定義の整理　②＞

- 資本金又は出資金が5億円以上の法人に間接に100%保有されている場合、その階層が幾重であっても100%保有とみなせる場合はみなし大企業となる。



＜みなし大企業の定義の整理　③＞

- 「資本金又は出資金が5億円以上の法人」という条件を満たす複数の法人に合計100%の株式を保有されている法人はみなし大企業とはならない。

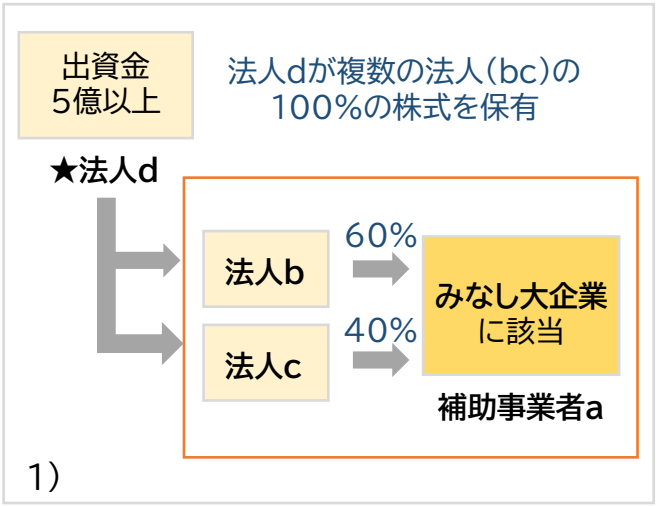


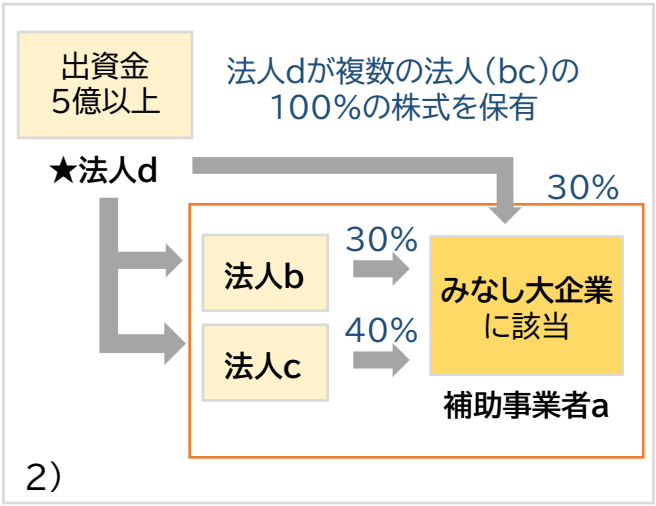
＜みなし大企業の定義の整理　④＞

- ただし、合計100%の株式を保有する複数の法人が、以下に該当する場合はみなし大企業となる。

1）条件を満たす法人（★）と直接完全支配関係にある場合
2）1）を満たし、かつ条件を満たす法人（★）及び複数の法人が、この法人（補助事業者a）と直接完全支配関係にある場合

point　2)の場合、法人bcdで合計で100%の株式を保有する





1-6 共同申請について

※公募要領「1-5.補助対象事業者」－「共同申請に該当する申請」参照

共同申請は、交付決定を受けてから補助事業の完了まで、及び補助事業の完了後も処分制限期間の間、共同で補助事業を実施します。共同申請の主な該当ケース、及び該当しないケースを以下に示します。
合わせて、公募要領P.20～21「共同申請に該当する申請」「共同申請に該当しない申請」をご覧ください。

共同申請に該当する主なケース

- 導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合
 ※ リース事業者、及びESCO事業者を利用して申請する場合等
- 複数の事業者の事業所でエネルギーを一体管理している場合
- サプライチェーン連携枠で申請する場合（幹事社企業との共同申請となる）

共同申請に該当しない主なケース

商業用ビル等にて店子として事業を行っている場合の例

- 原則、建物・設備の所有者が申請者となります（下表の①）。ただし、設備所有者とエネルギー管理者が異なる場合（下表の②）は、エネルギー管理者も共同申請者として申請してください。また、建物所有者と設備所有者が異なる場合（下表の③、④）は、設備所有者が申請者となります。
 ※ 共同申請に該当しないケースは公募要領P.21「共同申請に該当しない申請」も併せてご覧ください。

＜申請（単独・共同）の例と提出書類＞

No.	建物所有者	設備所有者	エネルギー管理者	設備使用者	単独/共同	申請者	提出書類
①	ビル所有者	ビル所有者		店子	単独申請	ビル所有者	店子との契約書等の写し
②		ビル所有者	店子	店子	共同申請	ビル所有者 店子	-
③		店子		店子	単独申請	店子	設備設置承諾書（※1）
④		店子		他のエネルギー使用者	単独申請	店子	① 設備設置承諾書（※1） ② 店子と他のエネルギー使用者との契約書等の写し

※ 1 ビル所有者が、所有の建物等に店子による設備設置を承諾する書類で、ビル所有者の押印が必要です。
- 詳細については、P.59「添付28 設備設置承諾書」を参照してください。

信託財産として設備を導入する場合

導入する補助対象設備の所有者が信託会社である場合

- 設備の所有者である「信託会社等（受託者）」、「投資会社等（受益者）」、等、信託に関わる全ての者による共同申請を行ってください（「投資会社等（受益者）」を共同申請の範囲に必ず含めてください）。

※ 導入する補助対象設備の所有者が信託会社等である場合、店子が信託会社等から設備設置承諾書を取得して単独で申請を行っても、受け付けることはできません。ご注意ください。

※ エネルギー使用量を「設備の使用者」以外が把握している場合は、「設備の使用者」とともに、共同申請を行ってください。

導入する補助対象設備の所有者が店子である場合

- 上記「共同申請に該当しない主なケース」内の表＜申請（単独・共同）の例と提出書類＞③、④の場合と同様に、店子を申請者としてください。

導入する設備が信託財産となるか分からない場合

- SIIに事前に連絡してください。建物のみ信託財産となる場合は、別途書類提出いただく必要があります。

1-7 複数年度事業について

5次公募では、複数年度事業のみ申請可能となります。
複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応できる制度とし、複数年度事業を支援します。
※最大で4年事業まで

●補助対象経費、補助金について

- （Ⅰ）工場・事業場型は原則として補助対象経費が5千万円以上の事業であること。
- 各年度の補助金上限額は、交付申請書に記載された補助金申請額とする。
 ※やむを得ない事由により、事業全体の補助金上限額の範囲内で事業内容の一部を変更しようとする場合には、あらかじめSIIに連絡すること。
 ※2026年度分（1年度目）については、補助金限度額の下限額はない。
- 最終年度まで事業を継続すること。
 ※ 最終年度の完了までに事業を取りやめた場合は、既に交付した補助金の返還が必要となることがある。

●工事範囲等について

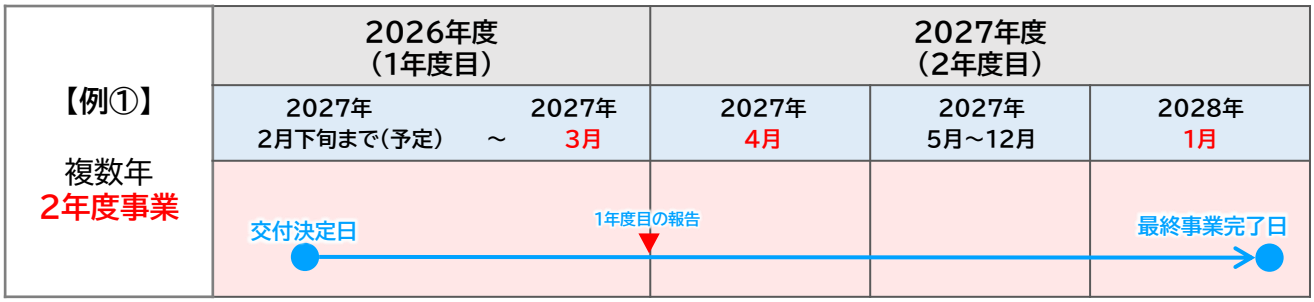
- 実施年度別の事業範囲を明確にするため、初年度から最終年度までの年度毎の工事範囲が分かるように記載すること。
 ※ 各事業の提出書類の「新設備の配置図」、及び「旧設備の撤去範囲」等

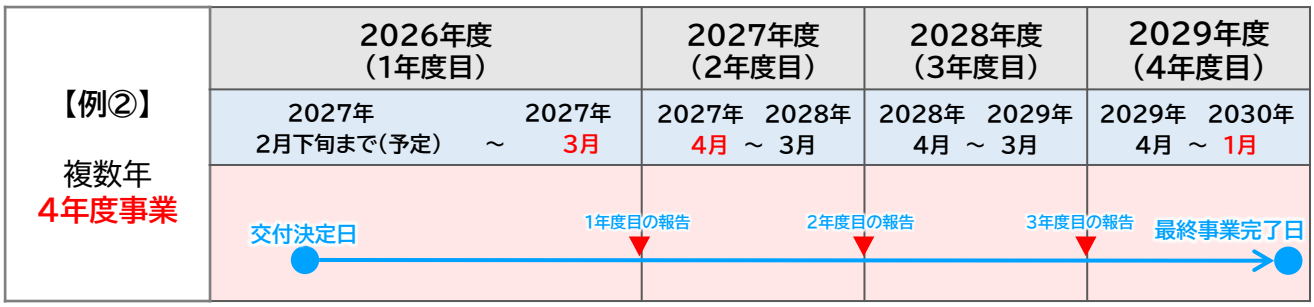
●支払いについて

- 原則、実施計画で計画した工事等の実績に応じた支払いをその年度に完了させること。
- 各年度事業実施分の前払い等を行う場合は、各年度内で設計、設備、工事等の項目毎にその支払い金額相当の成果品（設計図書、設備機器購入、工事実績）があること（材料の購入のみは不可）。
 ※前払いに対する成果物が年度をまたぐ場合は、あらかじめSIIに相談すること。

●事業期間について

- 1年度目　　：交付決定日 ～ 2027年3月31日（水）
- 2年度目以降　：4月1日 ～ 翌3月31日※
 ※ 最終事業年度は1月末日を事業完了日とすること。



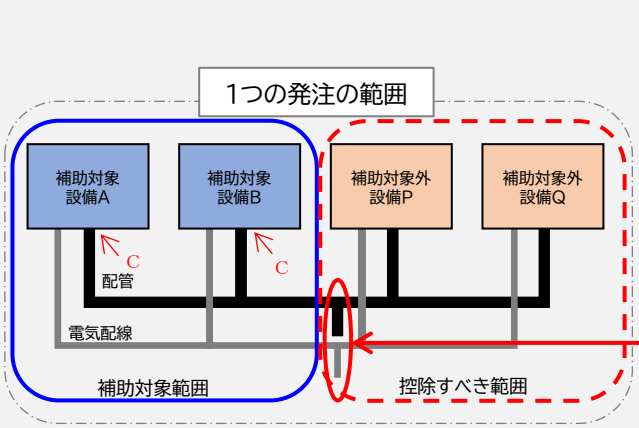


1-8 専用設備でない兼用設備（補助対象外）の考え方について

金額控除に際しては以下の点に注意してください。

- 以下の図面を参考に兼用設備（補助対象外）の設計費、設備費、工事費を適切に控除する。（図1）
- 設備費は見積書で単価・金額等が明確に記載される場合が多く分かりやすいが、工事費は分かりにくいため、以下の見積明細の例を参考に補足説明を添付してください。（表1）

（図1）配管や配線等の一部が補助対象設備、補助対象外設備に共通（兼用）となっている場合

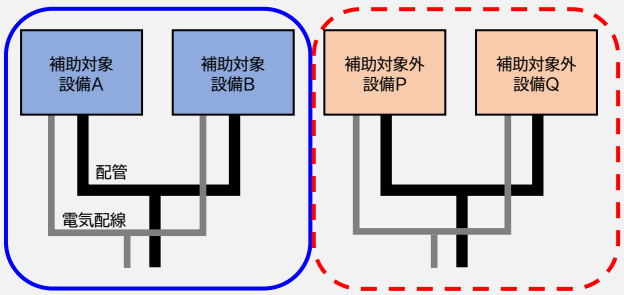


：補助対象範囲を示す

：補助対象外範囲を示す

補助対象、補助対象外に分岐する前の配線、配管等は補助対象にならない
（母線、母管、事業所全体の変電設備など）
もし、境を区分できる箇所（フランジ、溶接部など）が無ければ、補助対象設備との接続部Cまで補助対象外とする
※専用設備ではなく、**兼用設備となるので補助対象外**

（参考）配管や配線が補助対象設備、補助対象外設備で独立している場合



（表1）見積明細の例

		補助対象	対象の範囲	控除範囲
設備費	設備 A	○	全額	-
	設備 B	○	全額	-
	設備 P	×	-	全額
	設備 Q	×	-	全額
工事費	配管工事	△（一部）	実線の範囲	破線の範囲
	電気工事	△（一部）	実線の範囲	破線の範囲
	試運転調整	△（一部）	実線の範囲	破線の範囲
	現場管理費	△（一部）	実線の範囲	破線の範囲
	官庁届出費	×	-	全額
	撤去費	×	-	全額

◆ 明細から明確に分けられる場合は積み上げ計算
◆ 不明確な場合は按分計算
- 設備が類似、同規模の場合の工事費であれば台数按分
- それ以外は設備金額比率で按分
（合理的な説明ができるようにすること）
按分するにしても、設備的に明確に区分できている事が必要（フランジ、溶接部など）
※控除すべき金額の単価が故意に安くなっていないか注意すること

第2章

申請要件の具体的な確認手順



2-1 申請要件の具体的な確認手順

申請要件の具体的な確認手順を示します。

申請要件の具体的な確認手順

事業所の範囲内全ての年間エネルギー使用量を集約・把握

＜申請単位の特定及び事業所範囲の把握＞
申請単位をP.8「1-3 申請単位について」にて確認し、事業所内で使用する全てのエネルギーを一元的に管理している範囲を確認し、エネルギーコストを把握してください。

＜申請単位の範囲内全ての年間エネルギー使用量を集約・把握＞
エネルギー供給会社からの領収書にはエネルギー使用量と金額が記載してあります。
更新設備以外が使用しているエネルギーも含め、2025年4月から2026年3月まで各月の領収書から年間エネルギー使用量を算出し、エネルギー使用量の集約・把握をしてください。
※ エネルギー管理指定工場等の場合、令和7年度提出（2024年4月から2025年3月までのエネルギー使用量実績データ）、もしくは令和8年度提出（2025年4月から2026年3月までのエネルギー使用量実績データ）の定期報告書の写し等（使用状況届出書）でも可能です。
※ 集約した2025年度（実績）の燃料種別毎エネルギー使用量、及び2025年度の事業所単位のエネルギーコストは、各事業提出書類の「エネルギー使用量の原油換算表」の該当箇所に転記してください。
※ エネルギー使用量は、エネルギー種別により単位が異なります。
例） 電気の単位 kWh（キロワットアワー）
ガス（都市ガス等）の単位 ㎥（立方メートル）
灯油の単位 kl（キロリットル）等

既存設備・導入予定設備の年間エネルギー使用量を算出する

＜既存設備の年間エネルギー使用量を算出＞
既存設備の年間エネルギー使用量は、実測値が望ましいですが、申請時点で実測値がない場合は以下の式を参考に合理的に算出してください。

既存設備の消費エネルギー [kW]、[kl/h]、[㎥/h]等 × **稼働条件**（**年間稼働時間** [h]等 × **その他の稼働条件（負荷率等）** [%]等）

※ 既存設備の消費エネルギーは、**「既存設備のカタログ、仕様書等の値」を用いてよい。**
※ 稼働時間等は、既存設備の「運転管理日誌等の値」に基づくことが望ましい。
※ 算出後、既存設備の年間エネルギー使用量と事業所全体の年間エネルギー使用量を比較して妥当性を確認すること。

＜導入予定設備の年間エネルギー使用量を算出＞
既存設備と同様に、導入予定設備の年間エネルギー使用量を算出してください。導入予定設備の稼働条件（年間稼働時間、その他の稼働条件）は、原則、既存設備の稼働条件を用いてください。
※ 導入予定設備の消費エネルギーは、「導入予定設備のカタログ、仕様書等の値」で確認してください。

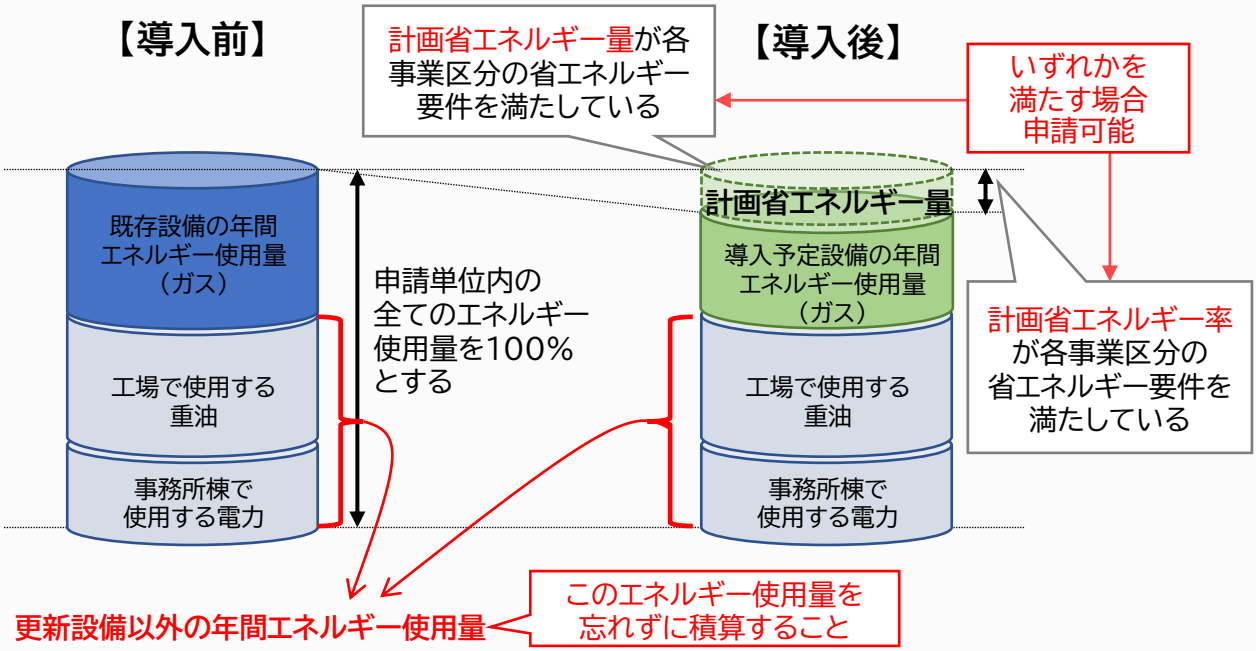
交付申請に必要な省エネルギー計算をする

非化石化を図る事業を申請する場合は、本ページと併せて公募要領P.63～66を参照のこと

以下省エネルギー効果の要件を、算出した「事業所の範囲内全ての年間エネルギー使用量」、「既存設備・導入予定設備の年間エネルギー使用量」を用いて各項目を算出してください。

※ エネルギー使用量は、公募要領P.87～88「【付録】原油換算係数表」を用いて熱量換算したうえでその合計を原油換算してください。

<計画省エネルギーの考え方>



計画省エネルギー量[kl]、及び計画省エネルギー率[%]は以下の式で算出してください。

計画省エネルギー量[kl] ＝ 事業所全体の事業実施前の年間エネルギー使用量[kl]
－ 事業所全体の事業実施後の年間エネルギー使用量[kl]

※ 計画省エネルギー量の設備性能の裕度（安全率）設定は公募要領P.36～37を参照してください。

計画省エネルギー率[%] ＝

$$\frac{\text{事業所全体の事業実施前の年間エネルギー使用量[kl]} - \text{事業実施後の年間エネルギー使用量[kl]}}{\text{事業所全体の事業実施前の年間エネルギー使用量[kl]}} \times 100$$

- 導入前の事業所の範囲内全ての年間エネルギー使用量から計画省エネルギー量を差し引いた値を燃料種別毎に各事業提出書類「エネルギー使用量の原油換算表」の事業後年度（導入後）の該当箇所に入力します。これにより、先ほど入力した2025年度（実績）と比較した省エネルギー量、省エネルギー率、及び燃料評価単価が自動計算されます。

➢ **確認**

計画省エネルギー量、及び計画省エネルギー率が申請要件を満たすことを確認してください。

残りの申請要件を確認する

燃料評価単価、投資回収年数、経費当たり計画省エネルギー量を以下の式で算出してください。
※ 補助対象経費は、補助対象設備に係る設計費、設備費、工事費となります。詳細は、公募要領「1-13.補助対象経費」を参照してください。
※(Ⅳ)エネルギー需要最適化型のエネルギーコスト、エネルギー使用量、補助対象経費は含めない

$$燃料評価単価[円/kl] = \frac{2025年度の事業所単位のエネルギーコスト（化石燃料＋電気）[円]}{同期間の事業所単位のエネルギー使用量（化石燃料＋電気）[kl]}$$

$$投資回収年数[年] = \frac{補助対象経費[円]}{計画省エネルギー量[kl/年] \times 燃料評価単価[円/kl]}$$

$$経費当たり計画省エネルギー量[kl/年・千万円] = \frac{計画省エネルギー量[kl/年]}{補助対象経費[千万円]}$$

➢ 確認

投資回収年数、及び経費当たり計画省エネルギー量が申請要件を満たすことを確認してください。
※(c)指定設備を導入する場合は、設備区分ごとに、裕度を設定する場合は裕度込みの値で、①省エネ率:10%以上 ②省エネ量:1kl以上、
③経費当たり省エネ量:1kl/千万円以上のいずれかを満たすことを確認してください。
※(b)オーダーメイド型設備を導入する場合は、エネルギーが寄与する範囲で裕度を設定する場合は裕度込みの値で、経費当たり省エネ量:1kl/千万円以上の要件を満たすことを確認してください。

補助率、及び補助金限度額を確認する

補助率、及び補助金限度額の詳細は、公募要領「1-9.申請パターン」、「1-14.補助率及び補助金限度額」を参照してください。

➢ 確認

該当する補助率、及び補助金限度額の確認をしてください。

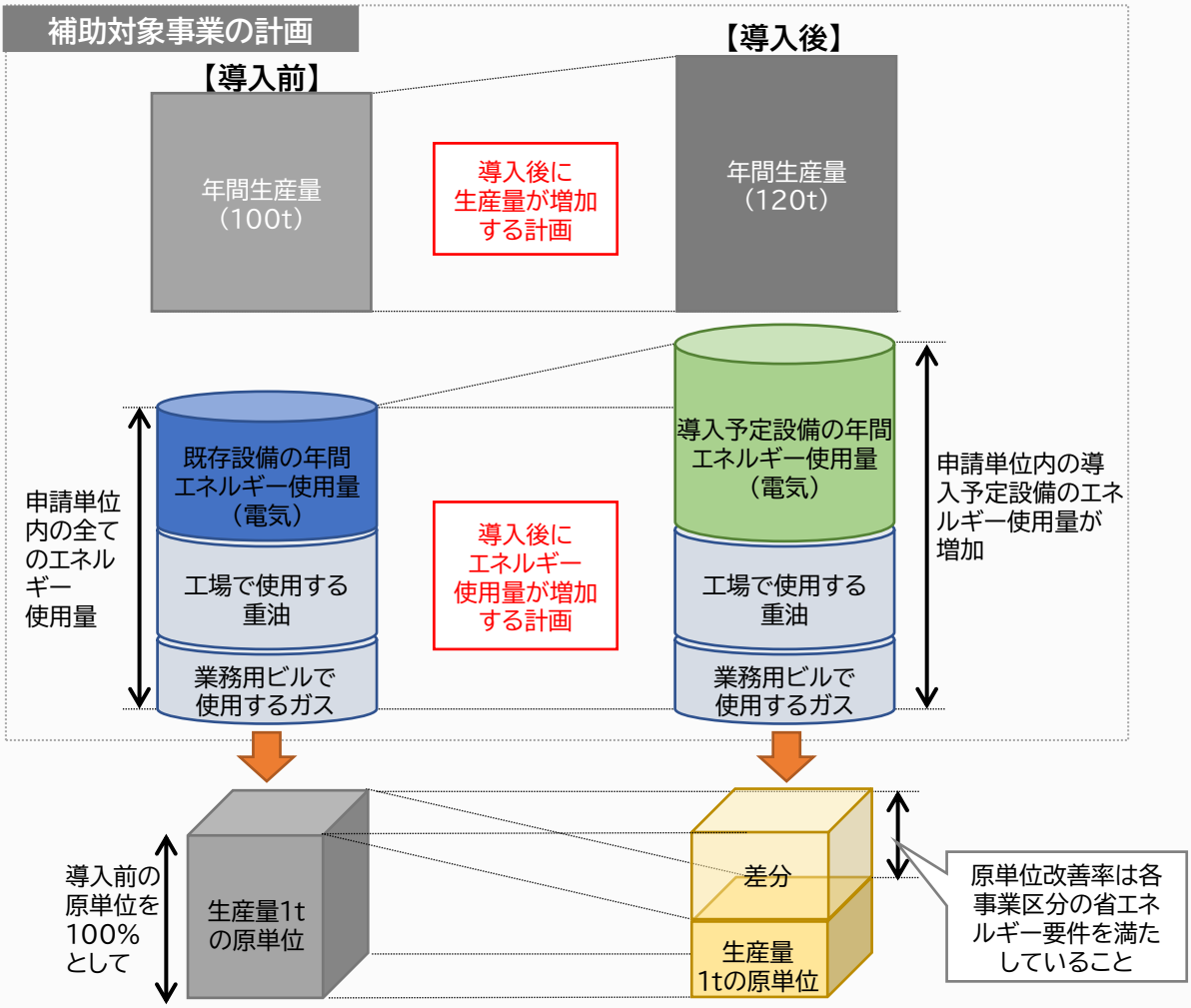
導入する補助対象設備に係る費用・スケジュールを決定する

導入する補助対象設備に係る費用・スケジュールを決定のうえ、提出が必要な書類の「事業スケジュール」を作成してください。

各要件を満たすことが確認できたら交付申請を開始

計画エネルギー消費原単位改善率について

<計画エネルギー消費原単位改善率の考え方>



計画エネルギー消費原単位改善率[%]を以下の式で算出してください。

$$\text{エネルギー消費原単位} = \frac{\text{事業所全体の年間エネルギー使用量}}{\text{生産量}}$$

$$\text{原単位改善率[\%]} = \left(1 - \frac{\text{事業実施後のエネルギー消費原単位}}{\text{事業実施前のエネルギー消費原単位}}\right) \times 100$$

エネルギー消費原単位改善率で申請する事業は、以下の留意事項を満たしてください。

- エネルギー消費原単位改善の要件は、基準となる実績年度との比較において、設備更新後の生産量が増加し、かつエネルギー使用量が増加する場合のみ申請が可能。
- 生産量は、生産物の量（トン等）であること。※延床面積（及び売上高等）は使用することができない。
- 更新設備は、生産活動に直接関係する設備であること。
- 5年間の成果報告の間に生産量が申請時の実績を超えた上で、上記原単位の改善率を達成すること。

⚠ エネルギー消費原単位改善率の申請の場合は、必ず「原単位改善申請における注意点」を読み内容をご理解の上申請してください。

第3章

提出書類（添付資料）



3-1 提出書類(添付資料)について

交付申請書時に提出が必要な書類は、公募要領P.67～69提出書類一覧を確認し、作成をしてください。
提出書類一覧は、以下に分けて記載されています。

- 提出書類一覧(1)(必要書類/導入設備区分毎)
- 提出書類一覧(2)(添付資料)
- 提出書類一覧(3)(添付資料)

本書では、P.29以降で「提出書類一覧(2)～(3)(添付資料)」についての説明をします。

書類を作成する場合は、以下に留意してください。

- 提出する交付申請書類は片面印刷してください。
- ダウンロードフォーマットを使用する場合、入力例等の**赤字**や**赤枠**は削除してください。
 また、**青字**は事業に合わせて記載し、黒字に変更してから出力してください。

提出書類の凡例

「提出書類一覧」では、提出が必要な書類を「様式の区分」、及び「導入設備区分毎の書類区分」で色分けして区分しています。

この凡例を以下に示します。次ページ以降も同じ凡例を使用して説明しているので参考にしてください。

様式の区分

ポータルから出力	数値や文章を「ポータル」内の該当箇所にデータを入力し、各種帳票を出力します。 ※ 入力方法、注意点等については、「(別冊)補助事業ポータル」を参照してください。
指定様式に記入	SIIのホームページから、指定様式(ワード又はエクセルデータ)をダウンロードして作成します。 ※ ダウンロード方法はP.27を参照してください。
自由書式	書式に指定はありません。 分かりやすくなるように工夫して作成してください。(特に図面等) ※ A3用紙を使用する場合は、右半面を折りたたんで、A4ファイルに綴じ込んでください。
定型	規定の書面を外部から入手する書類です。

導入設備区分毎の書類区分

a	(a)先進設備・システムへ更新する場合、提出対象となる書類です。
b	(b)オーダーメイド型設備へ更新する場合、提出対象となる書類です。
c	(c)指定設備へ更新する場合、提出対象となる書類です。
d	(d)EMS機器を導入する場合、提出対象となる書類です。
全	全導入設備区分において、提出対象となる書類です。

提出書類一覧(2)(添付資料)

●＝必須　○＝該当申請のみ提出　「-」は不要

条件に該当する場合のみ提出が必要な書類です。書類の説明はP.29以降を参考にしてください。

書類区分	文書番号	書類名称	導入予定設備別の提出要否			様式の区分	
			(Ⅰ)		(Ⅳ)		
			(a)	(b)(c)	(d)		
添付資料	添付1	会社情報(法人概要申告書)	●	●	●	指定	自由
	添付2	決算書	●	●	●	自由	
	添付3	中小企業者であることの宣誓書	○	○	○	指定	
	添付4	商業登記簿謄本 ※個人事業主の場合は確定申告書	●	●	●	定型	
	添付5	補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本	●	●	●	定型	
	添付6	エネルギー使用量実績の確証、 燃料評価単価算出根拠	●	●	-	自由	
	添付7	生産量実績の確証	●	●	-	自由	
	添付8	省エネルギー量計算の根拠書類	-	●	-	指定	自由
	添付9	エネルギー管理支援サービスの契約書案	-	-	○	自由	
	添付10	GX要件を満たすことの表明書	●	●	-	指定	自由
	添付11	定期報告書の「特定第1表」の写し	○	○	○	定型	
	添付12	開示制度に参加していることを証する資料	○	○	○	定型	
	添付13	経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し	○	○	○	定型	
	添付14	省エネ診断報告書(表紙)の写し	○	○	○	定型	
	添付15	パートナーシップ構築宣言の写し	○	○	○	定型	
	添付16	中長期計画書の写し	○	○	○	指定	定型
	添付17	エネルギー集約型企業の計算書	○	○	○	自由	
	添付18	ベンチマーク改善に資することが認められる資料	○	○	○	定型	
	添付19	経営革新計画承認企業であることの承認申請書及び承認書の写し	○	○	○	定型	
	添付20	地域経済牽引事業計画認定書の写し	○	○	○	定型	
	添付21	エネルギー転換事業であることの確証	○	○	○	指定	

提出書類一覧(3)(添付資料)　●＝必須　○＝該当申請のみ提出　「-」は不要

条件に該当する場合のみ提出が必要な書類です。書類の説明はP.29以降を参考にしてください。

書類区分	文書番号	書類名称	導入予定設備別の提出要否			様式の区分
			(Ⅰ)		(Ⅳ)	
			(a)	(b)(c)	(d)	
添付資料	添付22	補助事業の実施体制	○	○	○	指定
	添付23	対象設備に関するリース契約書案	○	○	○	自由
	添付24	対象設備に関するリース料計算書	○	○	○	自由
	添付25	ESCO契約書案	○	○	○	自由
	添付26	ESCO料金計算書	○	○	○	自由
	添付27	商業用ビル等の場合の証憑	○	○	○	自由
	添付28	設備設置承諾書	○	○	○	指定
	添付29	事業実施に関連する事項	○	○	○	指定
	添付30	代替燃料確保の確証	○	○	-	自由
	添付31	原単位改善計画	○	○	-	自由
	添付32	連携省エネルギー計画認定申請書の写し	○	○	-	定型
	添付33	令和7年度定期報告書の表紙及び「特定第4表」の写し	○	○	○	定型
	添付34	サプライチェーン取組に係る証憑	○	○	○	自由 / 定型
	添付35	パートナー金融機関による確認書	○	○	○	指定

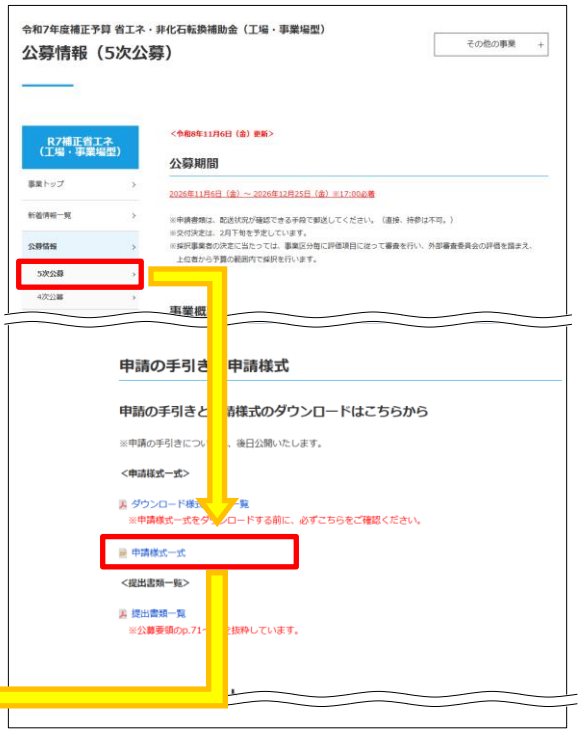
指定様式のダウンロード書類

- 前ページの表で「指定」とされている書類のフォーマット(SIIフォーマット)は、SIIホームページ内の本事業のページからダウンロードしてください。

● **ダウンロード手順**
本事業のページで「公募情報」をクリックし、表示された画面を下方へスクロールして「申請様式一式」をクリックします。

● **必要な様式の選択**
ダウンロードされたフォルダには、P.25～26の表で「指定」とされている提出が必要な書類が、まとめて格納されています(※)。
下表を参考に、必要なファイルを選択して書類を作成してください。

※ 下表で、ダウンロードされるフォルダのファイル構成を示します。
ここでは、格納されているフォルダと、各フォルダに保存されている主なファイル名を示します。



<ダウンロードされる指定様式一覧>

書類区分	フォルダ名	ファイル名
共通	01_共通の提出書類	別紙3_役員名簿
		1-2_所要資金計画(総括)
		1-3_発注区分表(総括)
		⋮ (以降、各申請パターンで共通の書類等が格納されています。)
導入予定設備別の提出書類 a	02_(a)先進設備・システム	a-2-2_省エネルギー計算(a)
		a-2-2-4_エネルギー使用量の原油換算表(a)
		a-2-4_既存設備と導入設備の比較表(a)
導入予定設備別の提出書類 bc	03_(b)オーダーメイド型設備／(c)指定設備	bc-2-2_省エネルギー計算(b)(c)
		bc-2-2-4_エネルギー使用量の原油換算表(b)(c)
		bc-2-4_既存設備と導入設備の比較表(b)(c)
導入予定設備別の提出書類 d	04_(d)EMS機器	d-3-2_EMS活用計画書
		d-3-5_システム概要図
		d-3-6_計測・制御対象一覧
その他必要書類(添付)	05_添付書類	公募要領P.68～69の添付資料のうち「指定」ファイルと一部参考ファイルが格納されています。
		添付1_法人概要申告書
		⋮
	添付8	導入予定設備(c)用「省エネルギー量独自計算書」ファイルが格納されています。
		設備単位における省エネ要件を満たすことの確証資料
	添付31	原単位改善率計算シート
	添付35	パートナー金融機関による確認書

書類作成時の注意事項

全ての書類の入手・作成時に、特に注意していただきたい事項を記載します。
注意事項をよく読み、不備や不足のない書類を提出してください。

＜第三者から取得する書類における不備対策について＞

- 販売事業者等、第三者から取得する書類は、あらかじめ本書の該当ページを情報共有する等し、不備のない状態で取得してください。

＜押印について＞

- **金融機関やその他第三者が関係する書類については、必要に応じて押印してください。**
- 押印した印の印影がかすれている場合や社名等が読み取れない場合は、正しい印が押されていても不備となることがあります。写し(コピー)を提出する場合で原本の印影が薄い場合は、コピーを濃くとる等、**誰のどのような印が押されているのかが明確に確認できる状態で提出**してください。

＜書類の訂正について＞

- 原則、書類の訂正を行う場合は、正しい内容の書類を再度入手し提出してください。
 再入手が困難な場合に限り、訂正箇所に二重線を引いたうえで、書類作成上の責任者の印を押して提出してください。
- ポータルより出力する書類については、訂正印による訂正は認められません。必ずポータルのデータを修正して書類を再度出力し、提出してください。

＜写し(コピー)を提出する場合について＞

- コピーした書類の文字、印影がはっきり読み取れる状態であることを確認のうえ、提出してください。
- 白黒コピーを使用し、カラーコピーは使用しないでください(原本かどうかが見分けにくくなるため)。
- 両面コピーではなく、必ず**片面コピー**としてください(裏面への写り込みを防ぐため)。

＜書類の提出＞

- 書類は**全てを1冊のファイルにまとめて、一度に提出**してください。
- 提出されたファイルに不備、不足があった場合は、全ての書類が不備なく到着するまでご対応いただく必要が生じます。書類の郵送前に、書類が揃っているか、また正しい内容で準備されているか確認してください。
- 審査の必要性等により、公募要領、及び本書で示した書類以外の書類を求める場合があります。あらかじめご了承ください。

＜提出された書類について＞

- 提出いただいた書類は、**原則返却しません(申請を取り下げた場合も含む)。**やむを得ない理由で返送が必要な場合は、**着払い**にて申請者に返送します。
- 必ず提出前に全てのページの写しをとり、提出物と同じ書類の順序でファイリングしたものを副本として1部保管し、SIIからの問い合わせ等に対応できるようにしてください。また、交付申請書提出後に修正等が生じた場合は、副本も併せて修正を行ってください。
- 作成した副本は、事業完了日の属する年度の終了後5年間必ず保管してください。

- 交付申請書類は、国庫を財源とする補助金の交付を申請する大切な書類です。
- 本書の説明、注意事項をよく読み、正しい内容の交付申請書類の提出をお願いします。

3-2 提出書類(添付資料)の詳細

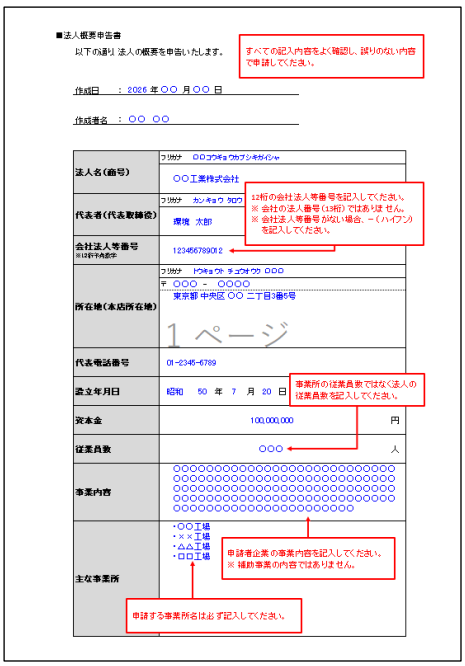
- 地方公共団体は、添付1～添付5の提出は不要です。

[添付1] 会社情報(法人概要申告書)	全	指定様式に記入	又は	自由書式

会社名、業種、資本金、及び従業員数等が確認できる会社のパンフレット等を提出してください。
提出する際は、「業種」、「資本金」、及び「従業員数」が確認できるページに付箋を貼り、該当する箇所を蛍光ペン等でマーキングしてください。

＜会社のパンフレット等が無い場合＞
会社情報を提出できない法人については、指定様式「添付1 法人概要申告書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、提出してください。
※ 記載する内容が、商業登記簿謄本と一致しているか、よく確認してください。
※ 地方公共団体は提出不要です。
※ 指定様式のダウンロード方法については、P.27「指定様式のダウンロード書類」を参照してください。
※ 指定様式の記載と同じ内容を示せるものであれば、独自のフォーマットで作成しても構いません。

● 「法人概要申告書」フォーマット 例



＜チェックリスト＞
「法人概要申告書」は、以下2点に注意して作成してください。

- ☐ 「会社法人等番号」が、商業登記簿謄本に記載されている12桁の法人等番号と一致しているか。
 ※ 会社の法人番号(13桁)ではありません。
 ※ 個人事業主の場合は、-(ハイフン)を記入してください。
- ☐ 申請者の法人形態により「資本金」という名称がない場合は、手元の資料等に示された「資本金」に該当する項目の金額を記載したか。

＜中小企業団体等に該当する場合＞
公募要領P.17に記載の「中小企業団体等」に該当する場合は、設立の認可証を提出してください。

＜宣誓書について＞
SIIより事業実施場所についての宣誓書を求められた場合に、指示に従い提出する書類です。
『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む事業所に該当しないこと』の宣誓を求められた場合は、指定様式「法人概要申告書」の「宣誓書」シートに必要事項を記入して提出してください。

[添付2] 決算書　全　自由書式

直近1年分の単独決算の貸借対照表を、法人名がわかる表紙をつけて提出してください(株主総会の営業報告、単独決算の決算報告書、決算短信でも可)。
※ 個人事業主は、営業報告、決算報告書の代わりに青色申告書全様式の写しを添付してください。
青色申告書のマイナンバー、及び個人の口座情報は必ずマスキングしてから提出してください。

※ 地方公共団体は提出不要です。ただし、民間企業と合同で出資、経営する第三セクターに該当する法人等は提出してください

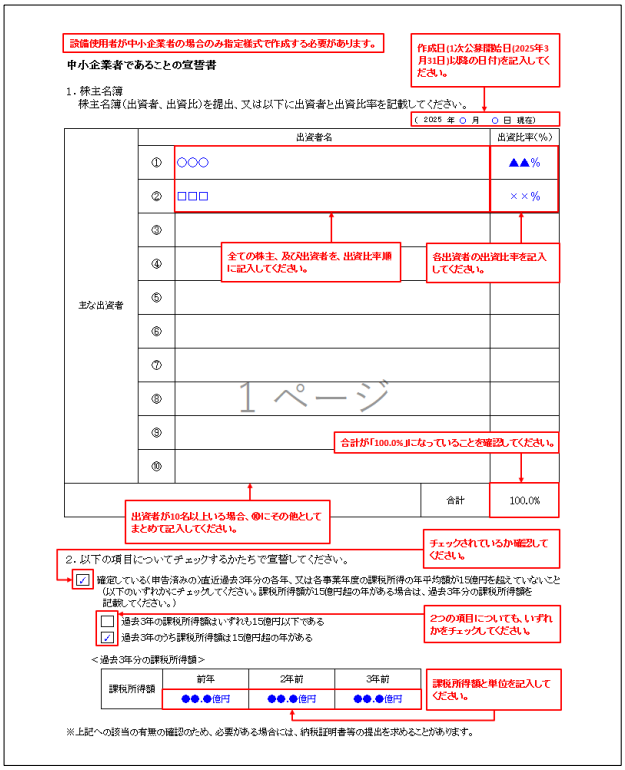
[添付3] 中小企業者であることの宣誓書　全　指定様式に記入

設備使用者が中小企業者の場合のみ指定様式で作成してください。

出資者、及び出資比率を示すとともに、指定様式に記載されたチェック項目を用いて中小企業者であることについて宣誓し、提出してください。

※ 出資者、出資比率については、株主名簿を提出いただいても構いません。その場合は、中小企業者であることの宣誓のために本フォーマットも併せて提出が必要ですが、出資者等の記載は不要です。

- **中小企業者であることの宣誓書**



※ 作成日は1次公募の公募開始日(2026年3月30日以降の日付)を記入してください。

※「株主名又は出資者名」が企業の場合、法人格を省略することなく正確に記載してください。株主が個人の場合、姓名を匿名ではなく本名で記載してください。

※ 出資者が10名以上いる場合、出資者名⑩にその他としてまとめて記入してください。

※ 出資比率の合計が100.0%になっているか確認してください。

[添付4] 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書/現在事項全部証明書)　全　定型

発行から6か月以内の商業登記簿謄本を添付してください。登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFによる提出も可能です。
※ 写しでも可
※ 全申請事業者分が必要
※ 個人事業主の場合は、確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを提出
注1)なお、確定申告書は令和7年分の書類を提出してください。
注2)**青色申告書のマイナンバー及び個人の口座情報は必ずマスキング**し提出してください。
注3)電子申告(e-Tax)を行った場合は、申告が受け付けされていることがわかる証憑として国税電子申告・納税システムの「メッセージボックス一覧」で確認できる受信結果(受信通知)の写しなどを提出してください。

[添付5] 補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本

全 | 定型

発行から6か月以内で補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本を添付してください。登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFによる提出も可能です。
※ 写しでも可
※ 現在事項証明書でも可
※ 建物内に設置する場合は建物の登記簿謄本、屋外に設置する場合は土地の登記簿謄本等が必要

[添付6] エネルギー使用量実績の確証、燃料評価単価算出根拠

a | b | c | 自由書式

【エネルギー使用量実績の確証】は、事業所で使用しているエネルギー全ての使用量が分かるもの(電気やガスの領収書等)のコピーを添付し、添付する資料のまとめ表を作成してください。
【燃料評価単価算出根拠】は燃料評価単価を以下の計算式で算出するため、上記に加え事業所で使用している買電含む化石(由来)燃料のコスト(購入金額)が分かるものを添付し、まとめ表に記載してください。事業区分(Ⅳ)のエネルギーコストは含まない。

燃料評価単価＝年間エネルギーコスト(化石燃料＋電気)／原油換算量(化石燃料＋電気)

※ 集計期間は2025年度(2025年4月～2026年3月)
※ エネルギー管理指定工場等の場合は、令和7年度提出(2024年4月から2025年3月までのエネルギー使用量実績データ)、もしくは令和8年度提出(2025年4月から2026年3月までのエネルギー
※ 使用量実績データ)の定期報告書の写し等(使用状況届出書)でも可。
※ エネルギーコストの算出は税込で行うこと
※ 化石燃料＋電気以外の購入金額は不要
※ 作成したまとめ表の値を基に、「〇-2-2-4 原油換算表」を作成すること

● **まとめ表の作成例 ※後ろに領収書等を添付すること**

まとめ表には、化石燃料＋電気の「年間エネルギーコスト合計」は必ず記載してください。
作成した表を基に「〇-2-2-4 原油換算表」を入力し、「工場・事業場単位のエネルギーコスト(化石燃料＋電気) L 」に、年間エネルギーコストの合計を入力してください。

	電気		化石燃料		化石燃料		非化石燃料	
	電気（電気事業者からの買電）		液化天然ガス（ＬＮＧ）		Ａ重油		水素	
	使用量	料金(税込)	使用量	料金(税込)	使用量	料金(税込)	使用量	料金(税込)
	千kWh	円	t	円	kl	円	t	円
2025年4月	61.2	1,870,884	5.1	841,500	2.5	287,500	1.1	367,400
5月	61.2	1,870,884	5.1	841,500	2.5	287,500	1.1	367,400
6月	61.2	1,870,884	5.1	841,500	2.5	287,500	1.1	367,400
7月	61.2	1,870,884	5.1	841,500	2.5	287,500	1.1	367,400
8月	61.2	1,870,884	5.1	841,500	2.5	287,500	1.1	367,400
9月	61.2	1,870,884	5.1	841,500	2.5	287,500	1.1	367,400
10月	61.2	1,870,884	5.1	841,500	2.5	287,500	1.1	367,400
11月	61.2	1,870,884	5.1					
12月	61.2	1,870,884	5.1					
2026年1月	61.2	1,870,884	5.1					
2月	61.2	1,870,884	5.1					
3月	61.8	1,889,226	5.1	841,500		287,500	1.1	367,400
合計	735.0	22,468,950	61.2	10,0	30	3,450,000	13.2	4,408,800
年間エネルギーコスト（化石燃料＋電気）			36,016,950					

この値を「〇-2-2-4 原油換算表」のエネルギーコスト(L)に転記することで燃料評価単価(M)が算出される

[添付7] 生産量実績の確証

a b c 自由書式

生産量の値の根拠を確認するための資料として、社内で使用している管理資料等の写しを添付してください。
集計期間は、添付6と同じ期間とします。
※ エネルギー管理指定工場等の場合は、定期報告書の写しを提出すること
※ 生産量が無い場合は、延床面積にて代用可。延床面積を代用する場合は、事業所全体の建物登記簿謄本や設計図面等、面積を確認できる資料を添付すること
※ エネルギー消費原単位改善の申請要件で申請する場合、更新設備に直接関係する生産量とすること

[添付8] 省エネルギー量計算の根拠書類

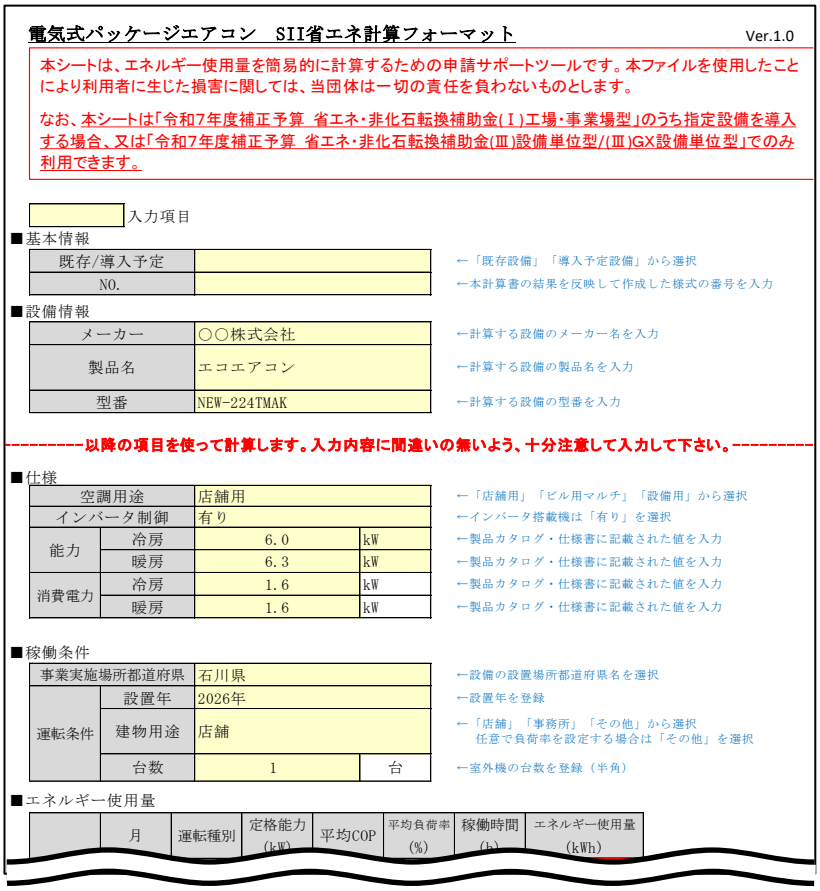
c 指定様式に記入 又は 自由書式

(Ⅰ)工場・事業場型で(c)指定設備を導入する場合、独自計算を行う必要があります。

添付8には、独自計算に使用した計算過程(計算式と当該計算式に至る考え方を示したもの)、及び計算に用いた数値の根拠資料)を添付してください。
提出する資料は、第三者でも確認可能な書き方で示してください。
特に「計算に用いた数値の根拠資料」は、導入前後の設備の仕様がわかる資料を添付してください。

提出する資料のうち、一部設備の[計算式]については、SIIが提供する[SII省エネルギー量独自計算フォーマット]を代替として作成・提出しても構いません。フォーマットは、設備区分、かつ種別毎に用意されています。
※ ダウンロード方法については、P.27「指定様式のダウンロード書類」を参照してください。

● **省エネルギー量独自計算フォーマット 例**
[空調]の[電気式パッケージエアコン]の場合



電気式パッケージエアコン　SII省エネ計算フォーマット　Ver.1.0

本シートは、エネルギー使用量を簡易的に計算するための申請サポートツールです。本ファイルを使用したことにより利用者に生じた損害に関しては、当団体は一切の責任を負わないものとします。

なお、本シートは「令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金(Ⅰ)工場・事業場型」のうち指定設備を導入する場合、又は「令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金(Ⅲ)設備単位型/(Ⅲ)GX設備単位型」でのみ利用できます。

入力項目

■基本情報

既存/導入予定		←「既存設備」「導入予定設備」から選択
NO.		←本計算書の結果を反映して作成した様式の番号を入力

■設備情報

メーカー	○○株式会社	←計算する設備のメーカー名を入力
製品名	エコエアコン	←計算する設備の製品名を入力
型番	NEW-224TMAK	←計算する設備の型番を入力

---------以降の項目を使って計算します。入力内容に間違いの無いよう、十分注意して入力して下さい。---------

■仕様

空調用途		店舗用		←「店舗用」「ビル用マルチ」「設備用」から選択
インバータ制御		有り		←インバータ搭載機は「有り」を選択
能力	冷房	6.0	kW	←製品カタログ・仕様書に記載された値を入力
	暖房	6.3	kW	←製品カタログ・仕様書に記載された値を入力
消費電力	冷房	1.6	kW	←製品カタログ・仕様書に記載された値を入力
	暖房	1.6	kW	←製品カタログ・仕様書に記載された値を入力

■稼働条件

事業実施場所都道府県		石川県		←設備の設置場所都道府県名を選択
運転条件	設置年	2026年		←設置年を登録
	建物用途	店舗		←「店舗」「事務所」「その他」から選択 任意で負荷率を設定する場合は「その他」を選択
	台数	1	台	←室外機の台数を登録（半角）

■エネルギー使用量

	月	運転種別	定格能力 (kW)	平均COP	平均負荷率 (%)	稼働時間 (h)	エネルギー使用量 (kWh)

[添付8] 省エネルギー量計算の根拠書類 (つづき)

b c 指定様式に記入

(Ⅰ)工場・事業場型の<一般枠>、<中小企業投資促進枠>、<サプライチェーン連携枠>で申請する場合、設備単位で以下の要件を満たす必要があります。

(c)指定設備を導入する場合、設備区分ごと(空調とボイラを導入する申請の場合は空調・ボイラごとに前後比較)に、裕度を設定する場合は裕度込みの値で、①省エネ率:10%以上 ②省エネ量:1kl以上、③経費当たり省エネ量:1kl/千万円以上のいずれかを満たしてください。

(b)オーダーメイド型設備を導入する場合、エネルギーが寄与する範囲で、裕度を設定する場合は裕度込みの値で、③経費当たり省エネ量:1kl/千万円以上の要件を満たしてください。

添付8には、上記要件を満たすことを証明するSII指定様式の「設備単位における省エネ要件を満たすことの確証資料」を交付申請書へ添付し、同じものを補助事業ポータルへファイル添付してください。
※ 補助事業ポータルへのファイル添付方法は、「(別冊)補助事業ポータル」P.39を参照してください。

(b)オーダーメイド型設備は、エネルギーが寄与する範囲で算出してください。
※事業全体ではなく、設備ごとのエネルギー使用量で算出

(b)オーダーメイド型設備を導入する場合、エネルギーが寄与する範囲で、経費当たり省エネ量:1kl/千万円以上の要件を満たしてください。
※裕度を設定する場合は裕度込みの値

設備単位における省エネ要[illegible]すことの確証資料 Ver.1.0

No.	対象設備	更新範囲(設備/ライン/システム等)	補助対象経費(円)	既存設備 エネルギー使用量(kl) 化石燃料	既存設備 エネルギー使用量(kl) 非化石燃料	既存設備 エネルギー種別	導入予定設備 エネルギー使用量(kl) 化石燃料	導入予定設備 エネルギー使用量(kl) 非化石燃料	導入予定設備 エネルギー種別	省エ 計画省エネルギー率+非化石割合増加率(%)	省エ 計画省エネルギー+非化石使用量(kl)	経費当たり計画省エネルギー量(kl/千万円)
1	オーダーメイド型設備	●●生産設備	50,000,000	800.0	0.0	電気		200.0	電気、水素	43.7	150.0	30.0
2	オーダーメイド型設備	●●生産ライン	60,000,000						ガス	40.0	200.0	33.3
3	指定設備	高効率空調	5,000,000	40.0	0.0	都市ガス	37.0	0.0	電気	7.5	3.0	6.0
4												

原単位改善で申請する場合のエネルギー使用量(導入予定設備)は「みなしエネルギー使用量」を入力してください。

1ページ

(c)指定設備は設備区分ごとに算出してください。
※事業全体ではなく、設備ごとのエネルギー使用量で算出

(c)指定設備を導入する場合、設備区分ごとに、①省エネ率:10%以上 ②省エネ量:1kl以上、③経費当たり省エネ量:1kl/千万円以上のいずれかを満たしてください。
※裕度を設定をする場合は裕度込みの値

要件を下回る項目は、赤字で表示されます。

計画省エネルギー+非化石使用量を合計した値が「1-1_申請総括表」や「bc-2-2-4_原油換算表」と一致することを確認

[添付9] エネルギー管理支援サービス契約書案

d 自由書式

締結予定の場合は、エネルギー管理支援サービスの案文(約款を含む)を添付してください。
交付申請の段階で、本補助金が定める内容を満たしていない、もしくは本補助金に抵触する内容がある場合は、案文の内容の修正を求める場合があります。特に確認したい事柄がある場合、交付申請に先立ってSIIにご相談ください。エネルギー管理支援サービスには、「計測に基づく運用改善」を実施する事を記述してください。EMSによる制御を行う場合は、「EMSによる制御」についても記述してください。

[添付10] GX要件を満たすことの表明書	a	b	c	指定様式に記入	必要により	自由書式

(Ⅰ)工場・事業場型を申請する場合、SIIが提供する様式(P.35参照)を用い、以下の要件を満たすことを表明してください。

- GX推進への取組に関する要件
- 低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件

GX推進への取組に関する要件

設備使用者が会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)に該当する法人(民間企業)の場合は、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2022年度CO_2排出量に応じて異なるGX推進への取組の実施について、以下①～③のすべてをSIIが提供する様式を用いて意思表明してください。
※ ①は法人でのCO_2排出量により満たす内容が異なります。

＜CO_2排出量※1が20万t以上の民間企業※2＞

① 以下、A及びBの温室効果ガス排出削減のための取組を実施し、証憑書類を提出してください。
※ GXリーグに参加している場合には、参加が確認できる書類を提出することで、取組の記入に替えることができます。

A：2025年度以前分の排出実績に関する実施内容

(ⅰ)国内におけるScope1(事業者自ら排出)・Scope2(他社から供給された電気・熱・蒸気の使用)に関する排出削減目標を2025年度及び2030年度について設定し、間接補助事業実施期間が含まれる年度分の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証※4を実施のうえ、毎年報告・公表すること。

(ⅱ)(ⅰ)で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット又はJCMその他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は未達理由を報告・公表すること。

B：2026年度以降分の排出実績に関する実施内容

Aと同様の実施内容について対応すること。ただし、現在検討が進められている2026年度以降の次期GXリーグ(GXフューチャーリーグ)等の内容次第で、2026年度以降分の排出実績における(ⅰ)(ⅱ)相当の要件については変更となる可能性があり、改めてコミットする必要があることに留意すること。

＜CO_2排出量※1が20万t未満の民間企業※2又は中小企業※3＞

① 本事業で作成する交付申請書類の提出をもって温室効果ガス排出削減のための取組を実施する事業者であるとみなします。

＜共通＞

② 企業の成長(例:コスト競争力の向上、海外市場の獲得)につながる今後の方針を策定すること。
③ 必要な人材の確保に向けた取組(例:継続的な賃上げ)を進めること。

※1 地球温暖化対策推進法に基づく算定報告制度に基づく2022年度CO_2排出量。
※2 会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)に該当する法人。
※3 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業に該当する民間企業。
※4 第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件

補助事業の実施後に補助対象設備において化石燃料（電気は含まない）の使用を継続する計画の場合は、以下を検討し、SIIが提供する様式「GX要件を満たすことの表明書」の④にチェックを入れてください。

【検討する内容】

将来的な化石燃料へのロックイン（利用の固定化）を回避するため、水素・アンモニア・合成メタン等の非化石エネルギーの社会実装局面において、水素・アンモニアの利用や合成メタンの追加的な導入など、非化石エネルギーへの転換に向けた取組を行うことを検討し、技術的かつ経済的に可能な範囲内でそれを実施することをコミットしてください。

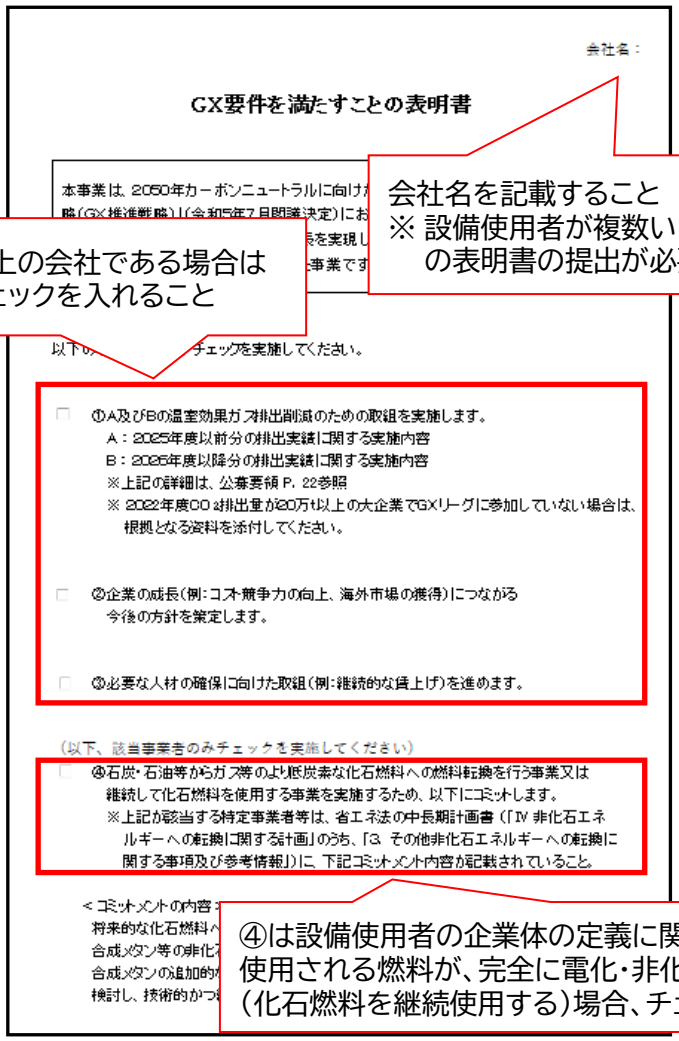
＜設備使用者が省エネ法上の特定事業者の場合＞

コミットメントする内容を省エネ法の中長期計画書の「Ⅳ 非化石エネルギーへの転換に関する計画」のうち、「3. その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報」に記載して国へ提出した写しをSIIへ提出してください。合わせて、SIIが提供する様式も記入し提出してください。

記載例	今回の補助事業で導入する設備を、将来的に水素・アンモニア・合成メタン等の非化石エネルギーに対応した設備へ更新する。
	将来的に、事業所全体で用いるエネルギーの非化石化（e-メタンやグリーンLPガス等への転換）を積極的に検討・推進する。

NG例	20●●年までに、工場の屋根に太陽光パネルを設置する。 ※ 太陽光パネルの設置と、補助事業で導入する設備の化石燃料ロックイン回避との関連が読み取れないためNG
	冷暖房の温度管理、照明の点検管理を行う。 ※ 日常的な省エネ活動であり、化石燃料から非化石燃料への転換に関する取り組みではないためNG

- **GX要件を満たすことの表明書　※チェックがすべて付かない場合も提出**



会社名を記載すること
※ 設備使用者が複数いる場合は、全社数分の表明書の提出が必要

設備使用者が会社法上の会社である場合は
①～③のすべてにチェックを入れること

④は設備使用者の企業体の定義に関わらず、補助対象設備で使用される燃料が、完全に電化・非化石燃料に置き換わらない（化石燃料を継続使用する）場合、チェックを入れること。

[添付11] 定期報告書の「特定第1表」の写し　全　定型

年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である申請者(設備使用者)は、直近で提出済みの省エネ法上の「定期報告書の特定第1表(写し)」を提出してください。
新たに特定事業者となった申請者は、経済産業局に提出した「エネルギー使用状況届出書」を代替書類として提出してください。

※ 親会社等が認定管理統括事業者として定期報告を行っている場合は、以下の書類を親会社等から取得し、提出してください。

- ◆ 認定管理統轄事業者(親会社等)の「特定第1表」
- ◆ 申請者の事業者名が記載された「認定総括表」
- ◆ 認定管理統括事業者(親会社等)の「開示制度に参加していることを証する資料」 ※詳細は次ページ参照

● **定期報告書「特定第1表　事業者の名称等」例**

事業者単位の報告

特定－第１表 事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	0123456
特定排出者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

記載されている番号をポータルに入力してください。詳細は、別途公開の「(別冊)補助事業ポータル」を参照してください。

● **「エネルギー使用状況届出書」**

様式第１（第５条又は第 40 条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

エネルギー使用状況届出書

殿

年　　月　　日

住　所

［添付12］開示制度に参加していることを証する資料

全 | 定型

公募要領P.24に記載の通り、設備使用者が特定事業者等の場合、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和8年度公表分の開示シートを公表することを要件としています。

令和8年度から新規参加する場合は、「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」等から参加宣言をする必要があります。

令和7年度以前から開示制度に参加している場合も、令和8年度の開示制度に継続参加していることがわかる書類を提出する必要があります（※）。詳しくは以下の表を確認してください。
継続参加しているかの確認は、EEGSから確認することができます。

開示制度への参加状況	提出書類	申請要件
令和8年度から新規参加する場合	以下のいずれか ・EEGSから開示制度に登録した際に送付される自動送信メールの写し ・EEGSの「開示制度情報入力」画面上の「参加証明メール再送」ボタン押下時に送付される自動送信メールの写し	・令和8年度の開示制度に参加していること（令和7年度以前から参加している場合、令和8年度の開示制度に継続参加していること） ・令和8年度の開示シート（確報版）を開示制度の定めるスケジュールで公表すること ・開示シート（確報版、及び速報版対象事業者であれば速報版）上に本補助金による計画、及び実績（省エネ効果を含む）を記載するため、開示制度の定めるスケジュールまでに記載内容を登録すること
令和7年度以前から参加している場合	EEGSの「開示制度情報入力」画面上の「参加証明メール再送」ボタン押下時に送付される自動送信メールの写し	

＜開示制度におけるEEGS操作方法について＞
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/pdf/kaiji_eegs_sousa.pdf

※継続参加しているかの確認は、EEGSから確認することができます。
※なお、期日までに開示の宣言が行えない場合には、SIIに相談してください

＜省エネ法定期報告情報の開示制度について＞
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/

交付決定後に上記要件を満たさないことが分かった場合、交付の取消や補助金の返還等を求める場合があります。

［添付13］経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し	全	定型

「経営力向上計画」「経営革新計画」の双方に該当する申請者は任意の一方を提出してください。

中小企業等経営強化法では、事業分野別に経営力向上に関する指針が定められており、特定事業者等は指針に沿って「経営力向上計画」を策定し、事業所管省庁に申請のうえ、認定を受けることができます。

- 経営力向上計画について（計画策定にあたっては中小企業庁のHPをよく確認してください）
 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/

- 事業分野別指針について（策定されていない事業分野は「基本方針」）
 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html

- 事業分野と提出先
 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/download/jiigyouteisyutu.xlsx

➢ 認定を受けた経営力向上計画に係る認定申請書の別紙「6 経営力向上の内容」にP.39の事業分野において事業分野別指針における「省エネ」の記載が1つでもある場合、省エネルギー取り組みを実施する事業として提出することができます。設備使用者が該当する場合には、「1-1.申請総括表」で経営力向上計画又は経営革新計画を「該当」とし、経営力向上計画に係る認定申請書および、認定書（いずれも写し）を添付してください。

➢ 経営力向上計画は、申請から認定までに約30日（※）の期間を要するため、これから申請を実施する場合には、十分に余裕を持って申請してください。仮に、本補助金の申請までに認定書の提出が間に合わない場合には、経営力向上計画に係る認定申請書の写しを提出し、認定書が交付され次第、速やかに提出してください。
※複数省庁にまたがる場合は約45日、電子申請かつ経済産業部局のみは約14日（休日等除く）

- 経営力向上計画について（中小企業税制サポートセンター）
 TEL: 03-6281-9821（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）
 ※経営力向上計画に関する問い合わせのみの窓口になります。個別の申請に関しては、提出先に直接お問い合わせください（ただし経営力向上計画の申請に対する認定の可否、審査状況に関するお問い合わせにはご対応しかねます）。本補助金の手続等に関しては、SIIにお問い合わせください。

【中小企業等強化法　事業分野別指針における「省エネ」の記載について】

事業分野別指針の該当箇所	
製造業	・第3の2の一のへ「省エネルギーの推進に関する事項」
卸売・小売業	卸売りは、 ・第3の2のⅠの一のロの(1)の(ⅱ)「設備の省エネルギー及び省力化の推進」 ・経営力向上の内容に関する事項「省エネルギー設備又はロボットの導入」
	小売りは、 ・第3の2のⅡの一のロの(2)の(ⅱ)の(ロ)「エネルギーコストの最適化(省エネルギーの取組の推進)」
外食・中食産業	・第2の5の二「＜コストの把握・削減に関する事項＞」⑰、「＜IT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項＞」㉝
旅館業	・第3の2の二のホ「ICT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項」⑤、⑥、⑦、⑧
医療分野	・第3の2の表中「ICT投資、設備投資及び省エネルギー投資に関する事項」
貨物自動車運送事業分野	・第2の2の一のへ「省エネルギーの推進に関する事項」 ・第2の2の二の表中「省エネルギーの推進に関する事項」
船舶産業分野	・第3の2のイ「製品・サービスの力(製品の高性能化・引渡し後のサービス向上)」1ポツ目 ・第3の2のハ「造る力(生産効率・品質の向上)」6ポツ目
自動車整備業分野	・第2の2の一のニの(1)「設備投資に関する事項」 ・第2の2の一のホ「省エネルギーの推進に関する事項」
建設業分野	・第3の1の六のロ「環境負荷軽減に配慮した事業の展開」
電気通信分野	・第2の2の一のへ「省エネ・共同調達等によるコスト削減」
不動産業分野	・第3の5の一「施設の運用コストの低減」
地上基幹放送分野	・第2の2の一のへ「省エネ・共同調達等によるコスト削減等」
石油卸売業・燃料小売業	・第3の1の六のイ「高性能な設備の導入」
旅客自動車運送事業分野	・第2の2の一のニの(2)「設備投資」 ・第2の2の一のホ「省エネルギーの推進に関する事項」 ・第2の2の二の表中「省エネルギーの推進に関する事項」
職業紹介事業・労働者派遣事業分野	・第3の4の(4)「省エネルギーの推進によるコストの低減」
学習塾業	・第3の1の二「設備投資・IT投資に関する事項」
農業分野	・第2の6の四「環境に配慮した農業生産に係る事項」

中小企業等経営強化法では、事業分野別に経営力向上に関する指針が定められており、特定事業者等は指針に沿って「経営力向上計画」を策定し、事業所管省庁に申請のうえ、認定を受けることができます。

認定申請書

sample

様式第１

経営力向上計画に係る認定申請書

年　　月　　日

主務大臣名　殿

住　　所

名 称 及 び

代表者の氏名

中小企業等経営強化法第 17 条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

認定書

○○○○ 年 ○ 月 ○ 日

sample

○○工業株式会社
環境　太郎　殿

主務大臣名　○○　○○

経営力向上計画に係る認定について

○年○月○日付けをもって別添資料により申請のあった経営力向上計画については、中小企業等経営強化法第17条第1項の規定に基づき認定する。

経営力向上計画の作成・申請にあたっては、中小企業庁のHPの「経営力向上計画策定の手引き」等を必ず確認してください。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_keieiryoku.pdf

(別紙)

経営力向上計画

認定申請書

sample

1　名称等

事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の役職名及び氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金又は出資の額 ＿＿＿＿＿＿　常時使用する従業員の数 ＿＿＿＿＿＿

法人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　設立年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　事業分野と事業分野別指針名

事業分野	事業分野別指針名
○○　金属製品製造業 ○○○○　アルミニウム・同合金プレス製品製造業	製造業に係る経営力向上に関する指針

P.39「省エネ」の記載がある事業分野、及び事業分野別指針であること

3　実施時期

＿＿年＿＿月～＿＿年＿＿月

申請する補助事業の期間(交付決定～事業完了)を含むこと

4　現状認識

①	自社の事業概要	
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	
③	自社の経営状況	ローカルベンチマークの算出結果

(現状値)

指標	算出結果	評点
①売上高増加率	%	
②営業利益率	%	
③労働生産性	(千円)	
④ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率	(倍)	
⑤営業運転資本回転期間	(ヶ月)	
⑥自己資本比率	%	

(計画終了時目標値)

指標	算出結果	評点
①売上高増加率	%	
②営業利益率	%	
③労働生産性	(千円)	
④ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率	(倍)	
⑤営業運転資本回転期間	(ヶ月)	
⑥自己資本比率	%	

6　経営力向上の内容

（1）現に有する経営資源を利用する取組　　有　・　無

（2）他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組　　有　・　無

（3）具体的な実施事項

	事業分野別指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項（具体的な取組を記載）	実施期間	新事業活動への該非（該当する場合は○）
ア	第３の２の一のへ		「省エネルギーの推進に関する事項」 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		
イ					
ウ					

P.39の事業分野別指針の該当箇所の記載があること

8　経営力向上設備等の種類

	実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1			A・B・C・D		
2			A・B・C・D		
3			A・B・C・D		

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号等
1					
2					
3					

	設備等の種類	数量	金額（千円）
設備等の種類別小計	機械装置		
	器具備品		
	工具		

- 「8 経営力向上設備等の種類」に、本補助金で申請する設備を記載していない場合であっても、申請は可能です。
- 既に認定を受けた計画の「8 経営力向上設備等の種類」に具体的な設備が記載されている場合であって、当該設備を本補助金で申請する場合には、3者以上の見積依頼・競争入札を実施し、型式と発注先を選定してください。⇒本書P.70参照
- 実際に取得する設備の名称/型式が、「8 経営力向上設備等の種類」の記載内容と相違することとなった場合には、速やかに経営力向上計画相談窓口、又は事業分野毎の申請窓口へ連絡し、対応してください。

[添付14] 省エネ診断報告書(表紙)の写し	全	定型

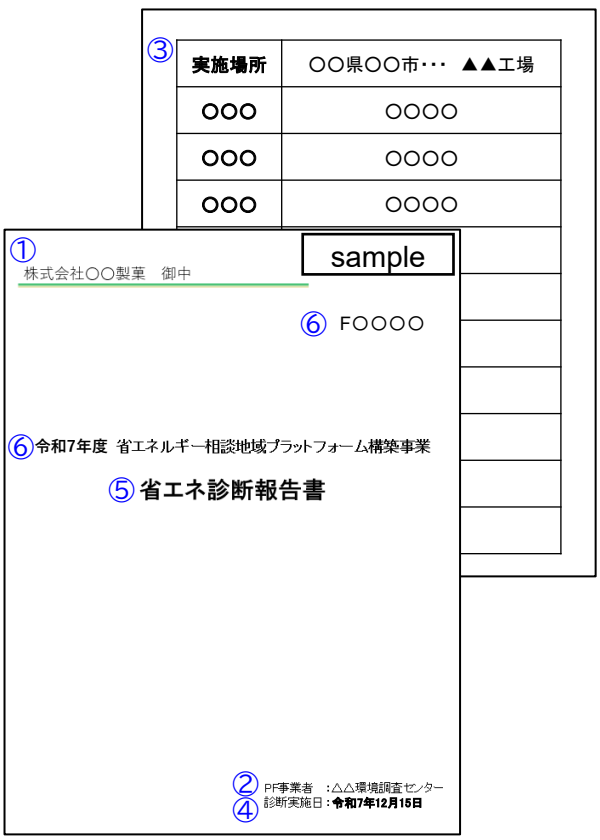
2023年度以降に、以下いずれかの事業による省エネルギー診断を受診(事業実施場所)した場合は、「1-1. 申請総括表」で省エネルギー診断事業を「該当」とし、受診した省エネルギー診断報告書の表紙の写しを添付してください。

◆「エネルギー利用最適化診断等事業」
◆「地域プラットフォーム構築事業」
◆「地域エネルギー利用最適化取組支援事業」
◆「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業」
◆「地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業」

提出する表紙にて以下の項目が判別できない場合は、2ページ目以降で記載のあるページも提出してください。

① 診断受診企業名
② 診断実施事業者名
③ 診断実施場所
④ 診断実施年月日
⑤ 省エネ診断報告書だということ
⑥ いずれの事業であるかが判断できる文言や、整理番号等(「PF事業者」、「XX年度プラットフォーム事業」の文言や、「整理番号(「F」や「B」から始まる番号)」が記載されていること)

※ 診断実施場所に本補助金の事業実施場所が含まれるか確認してください。
※「地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業」における「設備単位プラン」、又は「中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業」のみ、①～⑥に加え導入予定設備と診断対象設備が一致していることも確認してください。



[添付15] パートナーシップ構築宣言の写し	全	定型

経済産業省・内閣府の「パートナーシップ構築宣言」の登録企業である場合は、「1-1.申請総括表」でパートナーシップ構築宣言登録企業を「該当」とし、パートナーシップ構築宣言の写しを添付してください。
※リース・ESCOを活用した共同申請の場合、設備使用者となる事業者が該当する場合に添付してください。
(リース・ESCO事業者分は添付不要です)

- パートナーシップ構築宣言について
 https://www.biz-partnership.jp/index.html

- 登録企業リスト
 https://www.biz-partnership.jp/list.html

● **パートナーシップ構築宣言のひな形**

「パートナーシップ構築宣言」のひな形(2026年1月版)

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. **サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携**
直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

3. **その他(任意記載)**

(例)直接の取引先だけでなく、直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。
(例)当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
(例)取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で"50/50(フィフティ・フィフティ)"とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

(注)「ホワイト物流」について記載する場合は、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明し、「ホワイト物流」推進運動のホームページに掲載されている必要があります。
(例)約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

〇年〇月〇日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

企 業 名　　役職・氏名(代表権を有する者)

※グループ企業での宣言は、本評価の対象外となります。申請者自身が宣言していることを確認してください。
※申請時までに公表されていない場合は、登録完了時に届く受領メールの写しを添付してください。

[添付16] 中長期計画書の写し	a	b	c	指定様式に記入	又は	定型

(Ⅰ)工場・事業場型 【先進枠】【一般枠】において、設備使用者の状況に応じて提出が必須、又は任意となる中長期計画書は、以下表を確認してください。

(Ⅰ)工場・事業場型 【先進枠】【一般枠】 ※記載方法の説明はP.47参照

設備使用者の区分	事業所のエネルギー使用量	申請における提出義務	提出様式	「補助対象事業」の記載
・大企業※1 ・みなし大企業	エネルギー使用量に関係なく	提出必須	下記のいずれかを提出 ※2 ・SII提供様式 ・省エネ法上の「中長期計画書(写し)」	必須
上記以外の者	1,500kl以上	提出必須	・省エネ法上の「中長期計画書(写し)」	必須
	1,500kl未満	任意	下記のいずれかを提出 ※2 ・SII提供様式 ・省エネ法上の「中長期計画書(写し)」	任意(記載があれば評価)

※1 会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。

※2 省エネ法上の特定事業者・特定連鎖化事業者は、提出済みの省エネ法上の「中長期計画書(写し)」を提出すること。

【共同申請における中長期計画書の提出要件の考え方】

- リース、ESCOを利用する場合は、設備使用者で中長期計画書の提出義務を確認してください。
- 設備使用者が複数の場合は、全ての設備使用者が上表の要件の対象となります。

【留意事項】

- 「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)(みなし大企業を含む)」は、省エネ法又はSII提供様式に基づき作成した中長期計画書等に記載されている事業のみが対象となります。
 (Ⅳ)単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- 本補助金で申請する導入予定設備、実施場所、実施時期と中長期計画書の記載内容が合致することが必須です。
- 大企業は、省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」又は「Aクラス」に該当する事業者であるか、もしくは中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者であることが必須です。
- 直近過去2年度以上連続でS評価であり、中長期計画書の提出免除を認められた場合、提出免除を希望した年の「中長期計画書(写し)」を提出してください。
 中長期計画書の提出免除期間に該当する場合、SII提供様式を作成し、提出してください。

[添付16] 中長期計画書の写し	b	c	指定様式に記入	又は	定型

(Ⅰ)工場・事業場型 【中小企業投資促進枠】【サプライチェーン連携枠】 において、提出が必須となる中長期計画書は、設備使用者の状況に応じて必要な様式が異なります。具体的な要件は、以下表を確認してください。

(Ⅰ)工場・事業場型 【中小企業投資促進枠】【サプライチェーン連携枠】 ※記載方法の説明はP.48参照

設備使用者の区分	事業所のエネルギー使用量	申請における提出義務	提出様式	「補助対象事業」の記載
中小企業者等	1,500kl以上	提出必須	下記の全てを提出 ・SII提供様式 ※1 ・省エネ法上の「中長期計画書(写し)」	必須
	1,500kl未満		・SII提供様式 ※1 特定事業者の場合は、 ・省エネ法上の「中長期計画書(写し)」も提出 ※2	必須

※1 (Ⅰ)工場・事業場型 【中小企業投資促進枠】【サプライチェーン連携枠】においては、SII提供様式の提出が必須となります。

※2 省エネ法上の特定事業者・特定連鎖化事業者は、SII提供様式と提出済みの省エネ法上の「中長期計画書(写し)」を提出してください。

【共同申請における中長期計画書の提出要件の考え方】

- リース、ESCOを利用する場合は、設備使用者で中長期計画書の提出義務を確認してください。
- 設備使用者が複数の場合は、全ての設備使用者が上表の要件の対象となります。

【留意事項】

- SII提供様式については、「Ⅲ 事業実施場所における計画内容及び省エネルギー対策効果」に、本補助金で申請する取り組み内容、実施時期、エネルギー使用合理化期待効果が記載されていることが、申請にあたって必須となります。
 ※本補助金で申請する取り組み内容により、エネルギー使用合理化期待効果として合計で、【中小企業投資促進枠】または【サプライチェーン連携枠】の申請要件(省エネ要件)を満たしていることが申請要件となります。
 ※上記に加えて、事業実施場所における省エネに関する設備投資計画や、運用改善等の取り組みを記載し、エネルギー使用合理化期待効果として合計で、【一般枠】の要件である「700kl/年以上」、「10%以上」、「原単位改善率7%以上」となることが申請要件となります。
- エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場は、「中長期計画書(写し)」に同内容の導入予定設備、実施場所、実施時期が記載されている事業のみが対象となります。
- 大企業は、省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」又は「Aクラス」に該当する事業者であるか、もしくは中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者であることが必須です。
- 直近過去2年度以上連続でS評価であり、中長期計画書の提出免除を認められた場合、提出免除を希望した年の「中長期計画書(写し)」を提出してください。
 中長期計画書の提出免除期間に該当する場合は、SII提供様式のみを作成し、提出してください。

SII提供様式(作成例) Ⅰ型【先進枠】【一般枠】

sample

中 長 期 計 画 書

Ⅰ 事業者の名称等

事業者の名称	株式会社〇〇
事業実施場所の名称	〇〇店
事業実施場所の所在地	東京都〇〇〇〇〇
計画期間	2026年度～2030年度
事業実施場所	190 kl

「実施期間」の期間の目安は3年～5年です。
2026年度4月を起算として3年～5年となります。

法人として計画している、省エネルギーの推進体制について記入してください。

Ⅱ 省エネルギーの推進体制

立ち上げ時期	2026 年 3 月
体制・会合実施頻度についての説明 (関連部局が広く参画すること)	環境管理部門、生産部門の代表者が集まり、 2か月に1回の頻度で、省エネルギー委員会を実施

Ⅲ 事業実施場所における計画内容及び省エネルギー

取り組み内容	実施時期	合理化期待効果 (原油換算kl/年)	化期待効果 (原油換算%/年)
コンプレッサー導入事業	2026年度	17 kl	8.95 %
コジェネ装置によるエネルギー削減	2026年度	1 kl	0.53 %
	2026		
		kl	%
合計		23 kl	12.11 %

原単位改善率による申請の場合、エネルギー使用合理化期待効果(kl/年)は「みなし省エネ量(kl/年)」で記載してください。

本補助金で申請する取り組み内容、実施時期が記載されていることが必須です。
※省エネ法上の特定事業者・特定連鎖化事業者は、「中長期計画書(写し)」に同内容の導入予定設備、実施場所、実施時期が記載されていることが必須です。 公募要領P.13参照

【先進枠の場合】
・「エネルギー使用合理化期待効果」の合計が1,000kl以上、または30%以上になっていることを確認してください。

【一般枠の場合】
・「エネルギー使用合理化期待効果」の合計が700kl以上、または10%以上になっていることを確認してください。

SII提供様式(作成例) Ⅰ型【中小企業投資促進枠】【サプライチェーン連携枠】
※提出必須

sample

中　長　期　計　画　書

Ⅰ　事業者の名称等

事業者の名称	株式会社〇〇
事業実施場所の名称	〇〇店
事業実施場所の所在地	東京都〇〇〇〇〇
計画期間	2026年度～2030年度
事業実施場	190 kl

「実施期間」の期間の目安は3年～5年です。
2026年度4月を起算として3年～5年となります。

法人として計画している、省エネルギーの推進体制について記入してください。

Ⅱ　省エネルギーの推進体制

立ち上げ時期	2026 年　3 月
	環境管理部門、生産部門の代表者が集まり、2か月に1回の頻度で、省エネルギー委員会を実施。

本補助金で申請する取り組み内容、実施時期が記載されていることが必須です。
※エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場は、「中長期計画書(写し)」に同内容の導入予定設備、実施場所、実施時期が記載されていることが必須です。 公募要領P.13参照

原単位改善率による申請の場合、エネルギー使用合理化期待効果(kl/年)は「みなし省エネ量(kl/年)」で記載してください。

取り組み	実施時期	合理化期待効果(原油換算kl/年)		合理化期待効果(原油換算%/年)	
コンプレッサー導入事業	2026年度	17	kl	8.95	%
コジェネ装置によるエネルギー削減	2026年度	1	kl	0.53	%
空調の設定温度の適正化	2026年度	5	kl	2.63	%
			kl	0.00	%
			kl	0.00	%
		23 kl		12.11	%

本補助金で申請する取り組み以外で、事業実施場所における省エネに関する設備投資計画や運用改善等の取り組みを記入してください。
※原単位改善率による申請の場合、省エネに係る内容ではなく、原単位改善に寄与する内容を記入してください

本補助金で申請する取り組みのみで「エネルギー使用合理化期待効果」が申請要件を満たしていることを確認してください。

「本補助金で申請する取り組み」+「事業実施場所における省エネに関する設備投資計画や運用改善等の取り組み」で、エネルギー使用合理化期待効果の合計が、700kl以上、または10%以上になっていることを確認してください。
※原単位改善率による申請の場合、「本補助金で申請する取り組み」+「事業実施場所における省エネに関する設備投資計画や運用改善等の取り組み」により、原単位改善率7%以上となる必要があります。

必須、任意にかかわらず中長期計画書を提出する場合は、「1-1.申請総括表」で中長期計画等記載事業を「該当」としてください。

省エネ法の中長期計画書(かがみ)
※令和7年度報告用様式例

Sample

様式第８（第 35 条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

中　長　期　計　画　書

殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１５条第１項及び第２項、第２７条第１項及び第２項又は第３９条第１項及び第２項の規定に基づき、次のとおり提出します。

省エネ法の中長期計画書(2枚目)
※令和7年度報告用様式例

Sample

正確に補助事業ポータルへ入力してください

Ⅰ　特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	0123456
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地　〒 電話（　　－　　－　　） FAX　（　　－　　－　　） メールアドレス
中長期計画書の	中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす

本補助金で申請する導入予定設備、実施場所、実施時期と中長期計画書の記載内容が合致する箇所をマーキングして提出してください。

大企業が申請要件を「ベンチマーク達成見込み事業者」とする場合は、中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の数値がベンチマーク目標値(P.51参照)を超えていることを確認し、区分、及び2030年度(目標年度)数値をマーキングして提出してください。

省エネ法上の中長期計画書(3枚目)
※令和7年度報告用様式例

Ⅱ　エネルギー使用量
1．エネルギー使用量

エネルギー使用量 (原油換算 kl)	

Ⅲ　エネルギーの使用の合理化に関する計画
1．ベンチマーク対象業種におけるエネルギー使用量等

	対象となる事業の名称	ベンチマーク指標の状況	対象事業のエネルギー使用量(原油換算 kl)

大企業はSクラス、Aクラスもしくは
中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値(P.51参照)を達成することが必須

2．ベンチマーク指標の見込み

区分	ベンチマーク指標の見込み (単位)					
	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	目標年度 2030 年度
1A	1 kl/t	0.9 kl/t	0.8 kl/t	0.7 kl/t	0.6 kl/t	0.5 kl/t

3．エネルギーの使用の合理化に関する計画内容及び期待効果

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	着手時期完了時期	エネルギー使用合理化期待効果(原油換算 kl/年)	ベンチマーク対象	新規追加
○○○○○○○○	○○	○○工場	yyyy ～yyyy	○○	○○	○
△△△△△△△△	△△	△△工場	yyyy ～yyyy	△△	△△	△
□□□□□□□□	□□	□□工場		□□	□□	□
合計				kl		
	ベンチマーク指標対象範囲の期待効果			kl		
原単位削減期待効果				%		
	ベンチマーク指標対象範囲の期待効果			%		

本事業に該当する箇所にマーキング

申請する補助事業の期間(交付決定～事業完了)を含むこと

大企業はSクラス、Aクラスもしくは2030年度のベンチマーク指標が下表の目標を超える必要があります。

【ベンチマーク対象業種一覧】(令和4年度4月施行)

区分	事業	ベンチマーク指標(要約)	ベンチマーク目標
1A	高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量	0.531kl/t以下
1B	電炉による普通鋼製造業	炉外製錬工程の通過有無を補正した上工程の原単位(粗鋼量当たりのエネルギー使用量)と製造品種の違いを補正した下工程の原単位(圧延量当たりのエネルギー使用量)の和	0.150kl/t以下
1C	電炉による特殊鋼製造業	炉容量の違いを補正した上工程の原単位(粗鋼量当たりのエネルギー使用量)と一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位(出荷量当たりのエネルギー使用量)の和	0.360kl/t以下
2A	電力供給業	火力発電効率A指標 火力発電効率B指標	A指標:1.00以上 B指標:44.3%以上
2B	石炭火力電力供給業	石炭火力発電効率	43.00%以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量(出荷量)当たりのエネルギー使用量の和	3,739MJ/t以下
4A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	再エネ使用率 72%以上:6,626MJ/t以下 再エネ使用率 72%未満:(−23,664×(再エネ使用率)+23,664)MJ/t以下
4B	板紙製造業	製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ/t以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量(当該工程に含まれる装置毎の通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和)当たりのエネルギー使用量	0.876以下
6A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9GJ/t以下
6B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.00GJ/t以下
7A	通常コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	707kWh/百万円以下
7B	小型コンビニエンスストア業		308kWh/百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.723以下
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.792以下
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.799以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305kl/㎡以下
12	貸事務所業	当該事業を行っている事業所における延床面積あたりのエネルギー使用量を面積区分毎に定める基準値で除した値	1.00以下
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を①と②の合計量にて除した値を、キャンパスごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ① 文系学部とその他学部の面積の合計に0.022を乗じた値 ② 理系学部と医系学部の面積の合計に0.047を乗じた値	0.555以下
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を①から③の合計量にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ① 延床面積に0.061を乗じた値 ② ぱちんこ遊技機台数に年間営業時間の1/1000を乗じた値に0.061を乗じた値 ③ 回胴式遊技機台数に年間営業時間1/1000を乗じた値に0.076を乗じた値	0.695以下
16	データセンター業	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量(データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh)を当該事業を行っている事業所におけるIT機器のエネルギー使用量(データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位 kWh)にて除した値	1.4以下
17	圧縮ガス・液化ガス製造業	製造品種の違いを補正した深冷分離方法による圧縮ガス・液化ガス生産量当たりのエネルギー使用量	LNG冷熱利用事業者:0.077kl/千Nm³以下 その他の事業者:0.157kl/千Nm³以下

[添付17] エネルギー集約型企業の計算書

全 | 自由書式

- 売上高に対する化石燃料＋電気のエネルギーコスト(燃料購入費、支払額)の合計が10%以上となる企業は、エネルギー集約型企業の対象となります。
- 「1-1.申請総括表」でエネルギー集約型企業を「該当」とする場合は、エネルギーコストと売上高を月毎にまとめた一覧表を作成し、併せて計算の根拠資料を添付してください。
 ※ エネルギーコストと売上高の集計期間は、「添付6 エネルギー使用量実績の確証、燃料評価単価算出根拠」と合わせること。
- 計算は、企業の全社単位(税込)で行ってください。
- エネルギーコストは化石燃料＋電気のみとしてください。

まとめ表の作成例　※後ろに根拠資料を添付すること

[単位:円]

	エネルギーコスト	売上高
2025年4月	3,001,412	29,248,759
5月	3,001,412	29,248,759
6月	3,001,412	29,248,759
7月	3,001,412	29,248,759
8月	3,001,412	29,248,759
9月	3,001,412	29,248,759
10月	3,001,412	29,248,759
11月	3,001,412	29,248,759
12月	3,001,412	29,248,759
2026年1月	3,001,412	29,248,759
2月	3,001,412	29,248,759
3月	3,001,418	29,248,818
2025年4月～2026年3月	36,016,950	350,985,167

エネルギーコスト		売上高			エネルギーコストの割合
36,016,950(円)	/	350,985,167(円)	×	100 ＝	10.26 %

[添付18] ベンチマーク改善に資することが認められる資料

全 | 定型

補助事業で導入する設備がベンチマーク指標の改善に資することが認められる場合は、「1-1.申請総括表」でベンチマーク改善事業を「該当」とし、定期報告書特定第6表を該当する箇所をマーキングしたうえで提出してください。(ベンチマーク対象業種は公募要領P.19参照)定期報告書を生産量実績やエネルギー使用量実績の確証として提出しない場合は定期報告書のかがみを合わせて提出してください。

※ 企業体が大企業の場合は、本添付資料の対象外です。「1-1.申請総括表」のベンチマーク改善事業は「非該当」とし、本添付資料は提出不要です。

特定－第６表　ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称(セクター)	対象事業のエネルギー使用量(原油換算kl)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値(単位)
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度			
3	セメント製造業	500,000	4,100 MJ/t	4,100 MJ/t	4,080 MJ/t	4,050 MJ/t	4,000 MJ/t	3,950 MJ/t	50%	3,739 MJ/t
6A	石油化学系基礎製品製造業	200,000	12.1 GJ/t	12.0 GJ/t	12.0 GJ/t	11.8 GJ/t	11.8 GJ/t	11.7 GJ/t	0%	11.9 GJ/t

［添付19］経営革新計画承認企業であることの承認申請書及び承認書の写し

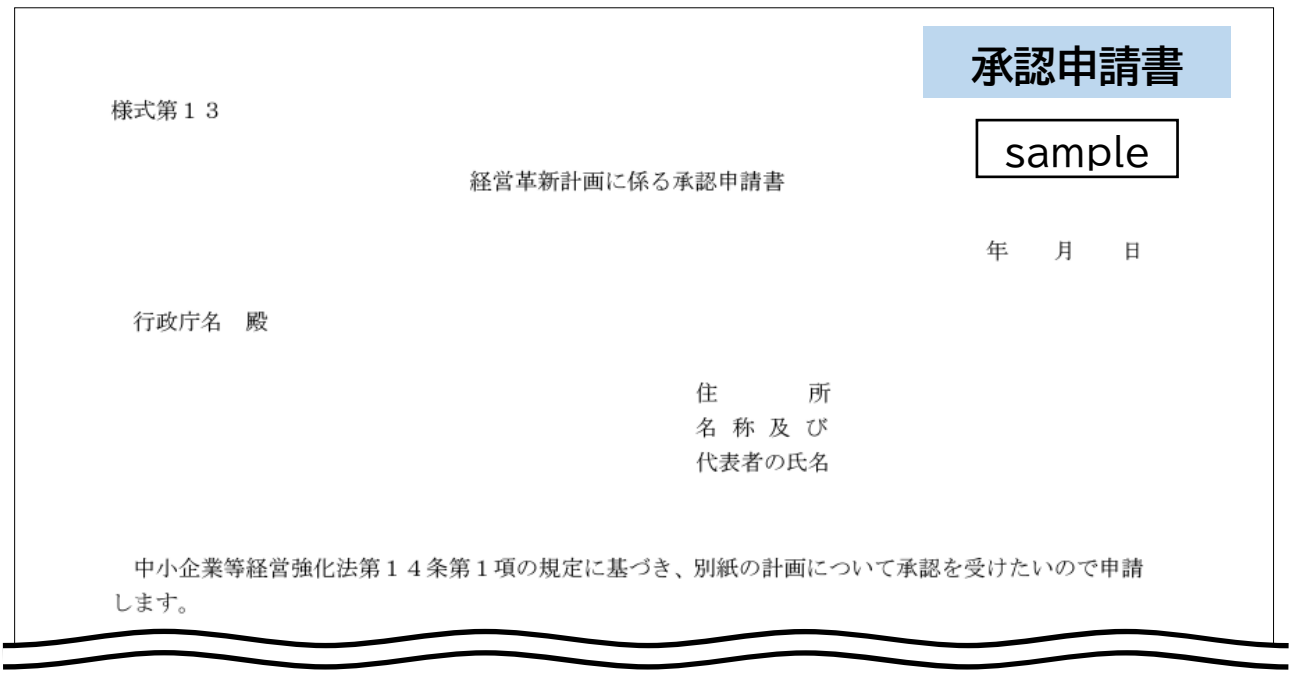
全 | 定型

「経営力向上計画」「経営革新計画」の双方に該当する申請者は任意の一方を提出してください。

設備使用者が、中小企業等経営強化法に基づき、「経営革新計画」の承認を受けた企業である場合、「1-1. 申請総括表」で経営力向上計画または経営革新計画を「該当」とし、経営革新計画に係る承認申請書および承認書の写しを添付してください。

経営革新計画の作成・申請にあたっては、中小企業庁のHPの「経営革新計画　進め方ガイドブック」等を確認してください。

- 中小企業庁　経営革新支援
 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/
- 経営革新計画　進め方ガイドブック
 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/pamphlet/2022/kakushin.pdf



承認申請書

sample

様式第１３

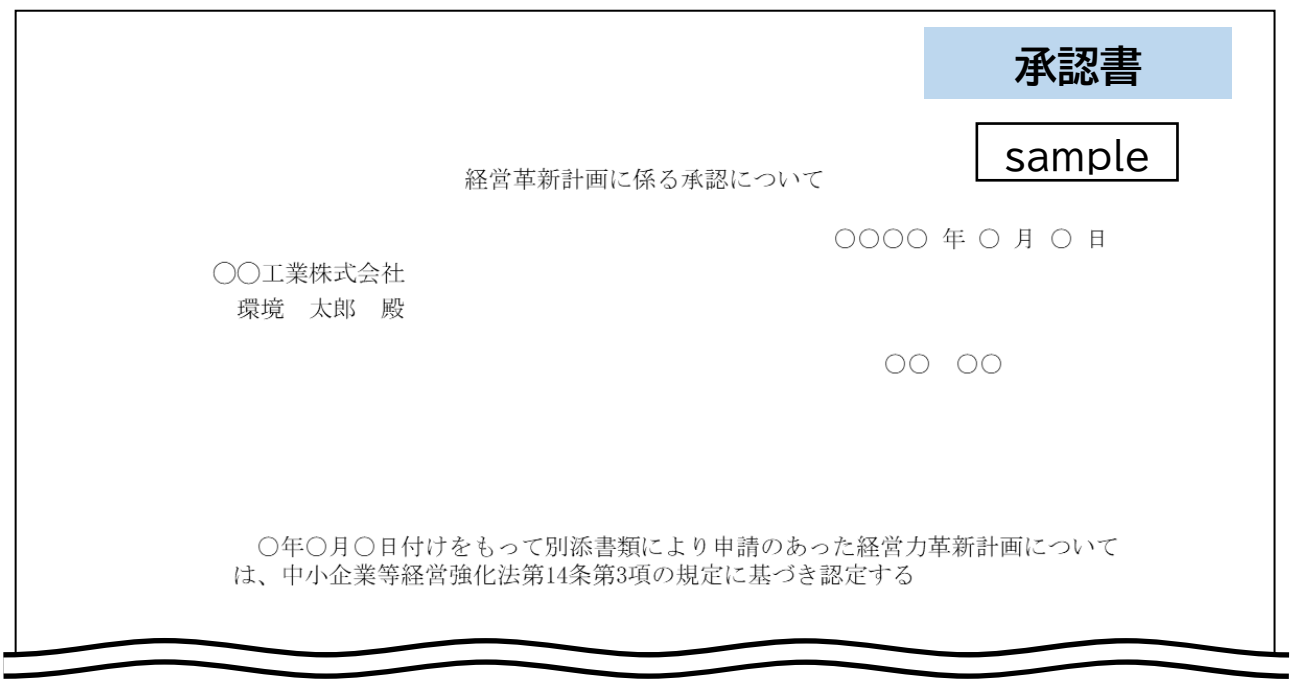
経営革新計画に係る承認申請書

年　　月　　日

行政庁名　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者の氏名

中小企業等経営強化法第１４条第１項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。



承認書

sample

経営革新計画に係る承認について

○○○○ 年 ○ 月 ○ 日

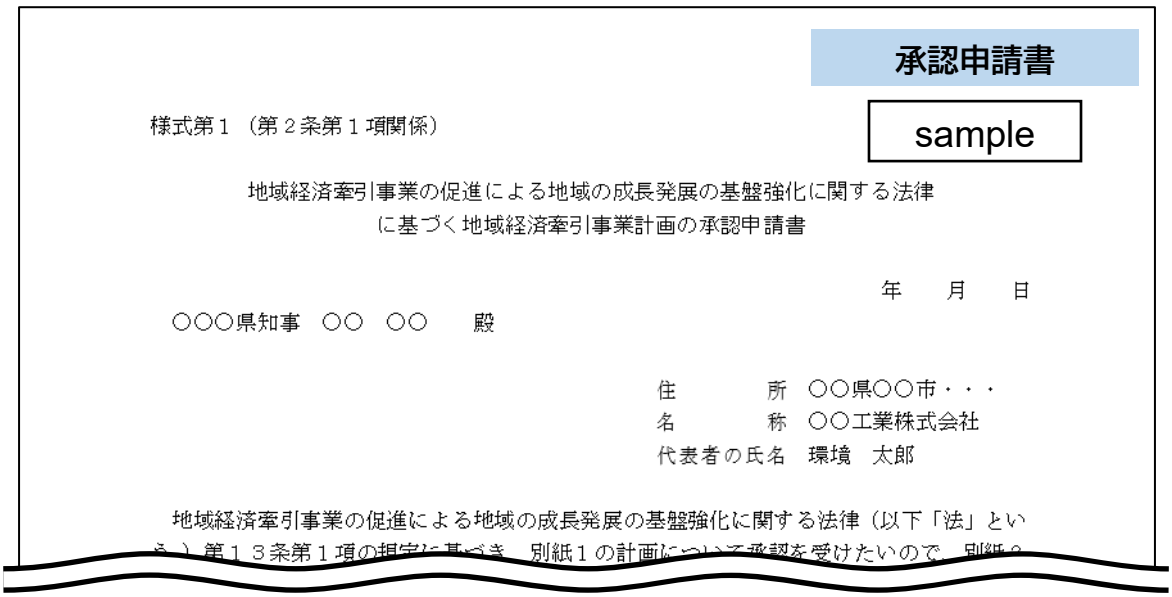
○○工業株式会社
環境　太郎　殿

○○　○○

○年○月○日付けをもって別添書類により申請のあった経営力革新計画については、中小企業等経営強化法第14条第3項の規定に基づき認定する

[添付20] 地域経済牽引事業計画認定書の写し	全	定型

「地域経済牽引事業計画」「地域未来牽引企業」の双方に該当する申請者は任意の一方を選択してください。
地域経済牽引事業計画を作成し承認を受けている事業者(設備使用者)が当該計画に記載された実施場所で補助事業を実施する場合は、「1-1.申請総括表」の地域経済牽引事業計画の承認事業(企業)を「該当」とし、「地域経済牽引事業」をプルダウンで選択してください。
各地方公共団体から承認を受けた事業の承認申請書、及び承認通知書の写しを提出してください。
https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html



承認申請書

sample

様式第１（第２条第１項関係）

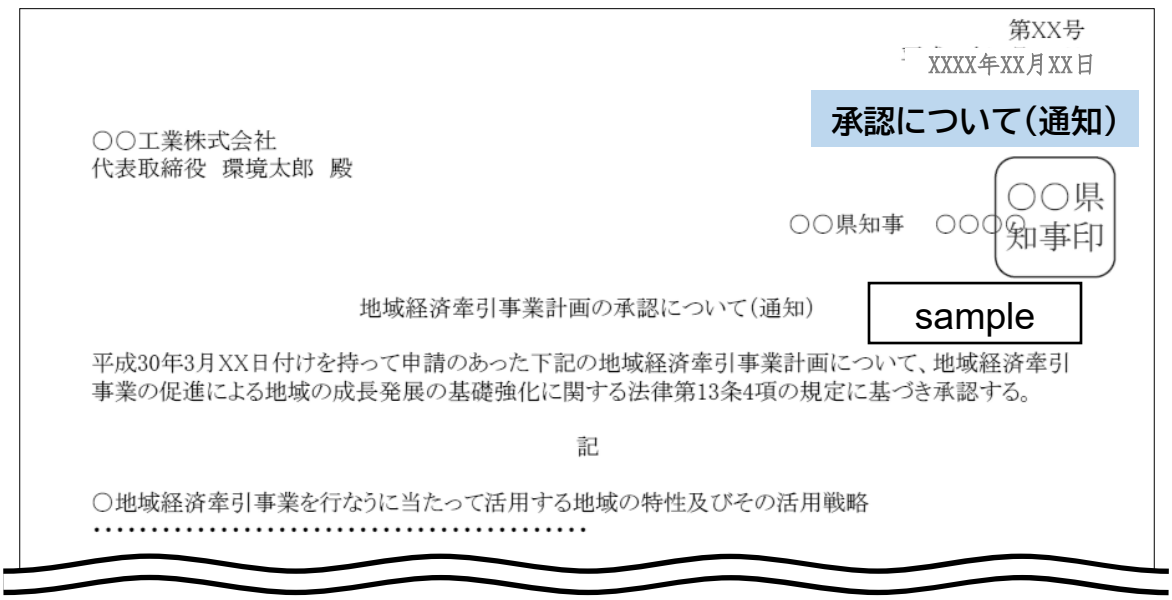
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書

年　月　日

○○○県知事　○○　○○　殿

住　　所　○○県○○市・・・
名　　称　○○工業株式会社
代表者の氏名　環境　太郎

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第１３条第１項の規定に基づき、別紙１の計画について承認を受けたいので、別紙２



第XX号
XXXX年XX月XX日

承認について(通知)

○○工業株式会社
代表取締役　環境太郎　殿

○○県知事　○○○○　○○県知事印

sample

地域経済牽引事業計画の承認について(通知)

平成30年3月XX日付けを持って申請のあった下記の地域経済牽引事業計画について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基礎強化に関する法律第13条4項の規定に基づき承認する。

記

○地域経済牽引事業を行なうに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略
・・・

※ 本補助金の申請までに承認が間に合わない場合には、承認申請書(文案でも可)の写しを提出し、承認通知書が交付され次第、速やかにSIIへ提出してください。

【地域未来牽引企業に認定されている場合】
地域未来牽引企業に選定されており、地域未来牽引企業としての目標を経済産業省に提出している企業は、実施計画書「1-1.申請総括表」の地域経済牽引事業計画の承認事業(企業)を「該当」とし、「地域未来牽引企業」をプルダウンで選択してください。
地域未来牽引企業の場合、添付資料は不要です。

[添付21] エネルギー転換事業であることの確証

全 指定様式に記入

既存エネルギー(重油等)から、他の燃料(天然ガス等)や熱エネルギーへ一部でもエネルギー転換を行うことで、省エネルギーに寄与する事業の場合、「1-1.申請総括表」のエネルギー転換事業を「該当」とし、エネルギー転換事業であることの確証資料(指定様式)及び該当するエネルギー種別にマーキングした「〇-2-2-4原油換算」を作成し、添付してください。

エネルギー転換事業であることの確証資料

既存設備			導入設備		
設備区分	機器名	エネルギー種別	設備区分	機器名	エネルギー種別
ボイラ	A重油焚きボイラ	A重油	ボイラ	天然ガス焚きボイラ	液化天然ガス(LNG)

既存設備の「設備区分」、「機器名」、「エネルギー種別」を記載します

導入設備の「設備区分」、「機器名」、「エネルギー種別」を記載します

様式内のエネルギー種別は原油換算表の「エネルギーの種類」より選択し、記載してください。
また下記A～Eの燃料グループ表において、同一グループ内でのエネルギーの転換は、エネルギー転換事業として認められません。

	エネルギー種別
A	原油、原油のうちコンデンセート(NGL)、揮発油(ガソリン)、ナフサ、灯油、軽油、A重油、B･C重油、石油アスファルト、石油コークス
B	石油ガス(液化石油ガス(LPG)、石油系炭化水素ガス)、可燃性天然ガス(液化天然ガス(LNG)、その他可燃性天然ガス)、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス、都市ガス
C	石炭(原料炭、一般炭、無煙炭)、石炭コークス、コールタール
D	産業用蒸気、産業用以外の蒸気、温水、冷水
E	電気(昼間買電、夜間買電、その他の買電、自家発電)
F	非化石燃料(バイオマス、RPF、水素 等)

＜燃料転換に該当する例＞
ガスを使用する設備から電気を使用する設備へエネルギー転換する事業

＜燃料転換に該当しない例＞
A重油からB重油、液化石油ガス(LPG)から液化天然ガス(LNG)等、同種類のエネルギーへ転換する事業

[添付22] 補助事業の実施体制

全　指定様式に記入

共同申請の場合には役割、役職、氏名がわかるように事業の実施体制を図に表してください。
サプライチェーン連携枠の申請の場合は、本事業のコンソー シアムを示すものを添付してください。

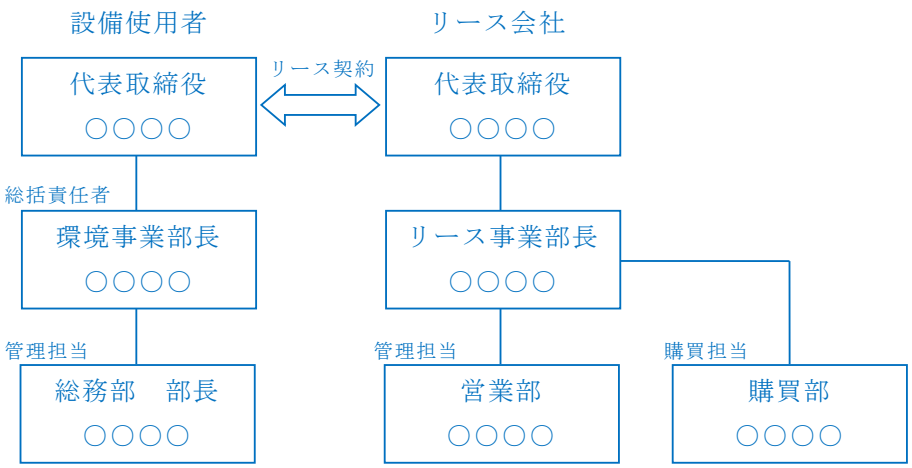
共同申請の場合は作成してください
単独申請では作成不要です

補助事業の実施体制

■実施体制図

組織図等で事業者内の本事業の実施体制を示すこと。
特に共同申請の場合、各社の役割分担を明確にすること。

補助事業実施体制図の例



■ESCO・リースの内容　（ESCO・リースの場合は下記数値を必ず記載すること）

① ESCO の場合

・ESCO 契約で保証する省エネルギー量　　kl
・申請省エネルギー効果に対する上記保証量の割合　　%
・ESCO 契約期間　　ヶ月

② リースの場合

・リース契約期間　　180　ヶ月

［添付23］対象設備に関するリース契約書案
［添付24］対象設備に関するリース料計算書

全 自由書式

リース契約書案と料金計算書を添付してください。公募要領P.20と併せて確認してください。

- リースを利用する場合は、設備使用者とリース事業者等の共同実施とし、リース事業者は1申請について1社とします。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示してください。
- 同一事業において、自己購入とリースの併用はできません。
- リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及びリース会社が所有権を持たない割賦契約と判断される場合は対象外となります。
- 原則、補助対象設備を処分制限期間中、使用することを前提とした契約となりますが、処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は補助対象となります。

※ 地方公共団体等が実施する公募型プロポーザル方式において、既に公募が行われ、公正な審査により、設備が交付申請時に選定されていると認められる場合は、必ずしも3者見積を課さない。

※ 共同申請を行うリース事業者には、大企業についての補助事業者要件は課さない。

［添付25］ESCO契約書案
［添付26］ESCO料金計算書

全 自由書式

ESCO契約書案と料金計算書を添付してください。公募要領P.20と併せて確認してください。

- ESCO事業を利用する場合は、設備使用者とESCO事業者の共同実施とし、ESCO事業者は1申請について1社とします。
- シェアード・セイビングス契約に限ります。
- 省エネルギー量についてパフォーマンス契約を行う事業とします。（エネルギーサービス契約の場合はその限りではない。）
- 同一事業において、自己購入とESCO事業者による設備購入の併用はできません。
- ESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、ESCO料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示してください。
- 地方公共団体等が実施する公募型ESCO事業の場合は以下の資料の写しを添付してください。

① 提案募集要項（地方公共団体作成）
② コンペ等への参加表明書かがみ
③ 審査結果通知、審査結果が公表されているもの（ホームページ等）
④ グループ構成表
⑤ ESCO契約に関する保証書、覚書

※ 公募によって書類の名称が一致しないため、内容が該当するものを提出すること

※ 地方公共団体等が実施する公募型ESCOにおいて、既に公募が行われ、公正な審査によりESCO事業者及び導入する設備が交付申請時に選定されていると認められる場合は、必ずしも3者見積を課さない。

※ 共同申請を行うESCO事業者には、大企業についての補助事業者要件は課さない。

［添付27］商業用ビル等の場合の証憑

全 自由書式

- 店子が設備を使用する場合は、店子との契約書等の写しを提出してください。
- 申請者が店子（A）であり、そのエネルギー管理単位の下に他のエネルギー使用者（B、C…）を含む場合は、店子（A）と他のエネルギー使用者（B、C…）との契約書等の写し、及び建築物の所有者からの「添付28 設備設置承諾書」を提出してください。

[添付28] 設備設置承諾書　全　指定様式に記入

導入予定設備を設置する建物、土地の所有者が申請者以外の場合は、その建物、土地の所有者の住所、名称、代表者名を記入し押印を取得してください。

申請者が店子である場合等、申請者の所有ではない建物、土地等に設備を設置する場合、提出してください。
薄青　　に塗りつぶされている箇所を記入し、出力してください。

設備設置承諾書

2026 年　○○ 月　○○ 日

承諾した年月日を記入してください。

令和７年度補正省エネ補助金共同事業体　代表幹事
一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事　殿

建物の所有者情報(住所、名称(会社名等)、代表者名)を記入してください。

住　　所　東京都 中央区 ○○ 二丁目 3番5号
名　　称　○○工業株式会社
代表者名　環境　太郎　　○○株式会社

承諾者にあわせて「当社」「私」を適宜選択してください。

当社は、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金交付規程第９条、第２４条及び第２５条の規定により財産処分の制限を受け、一般社団法人環境共創イニシアチブの承認なしに財産処分できない設備が、下記のとおり設置されることを承諾します。

記

１．　建物の所在地および名称
「１－１申請総括表」事業実施場所の通り。

２．　設備の設置者
「様式第１交付申請書」申請者の通り。

３．　補助事業の名称
「１－１申請総括表」補助事業名の通り。

４．　設置される設備の概要
導入予定設備一覧、及びシステム概要図の通り。

５．　設備の処分制限期間
発注区分表の通り。

※　申請者及び承諾者が本紙の写しを保管すること。

[添付29] 事業実施に関連する事項	全	指定様式に記入

「1-1-3.事業実施に関連する事項」のいずれかで「有り」とする場合、その詳細を記入してください。

「実施計画書１－１－３」で当てはまる場合に作成必要。該当しない場合は作成不要

事業実施に関連する事項

(1) 他の補助金との関係

※当該事業と直接あるいは間接に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定（申請中も含む）がある場合は、その補助金の内容を記載のこと。
※記載する補助金の内容については、国や民間・団体などに関わらず、具体的に交付元・工事内容・金額などを記載すること。（申請中でも必ず記載すること）

(2) 過去の補助金との関係

今回の工事が影響する範囲に、過去に国からの補助金（負担金、利子補給並びに補助金適正化法第２条第４項第１号に掲げる補助金及び同項第２号に掲げる資金を含む。）の交付を受けている場合には、当該事業との関係を記述すること。
※補助事業名、交付時期、対象範囲を記載のこと。
※必要であれば、別紙を添付すること。

(3) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

①本事業：事業実施にあたって許認可（届出）、権利使用（又は取得）の必要なものについて、その取得状況及び見通しを記載のこと。
②申請者：申請者が国、自治体からすでに受けている許認可について全て記載のこと。

(4) その他事実上問題となる事項

※事実上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載のこと。

[添付30] 代替燃料確保の確証

a b c 自由書式

代替燃料(廃タイヤ、木質ペレット、木質チップ、RDF、バイオマス、廃材等の非化石燃料)を使用する場合は、処分制限期間燃料を確保できることが証明できる資料を添付してください。

[添付31] 原単位改善計画

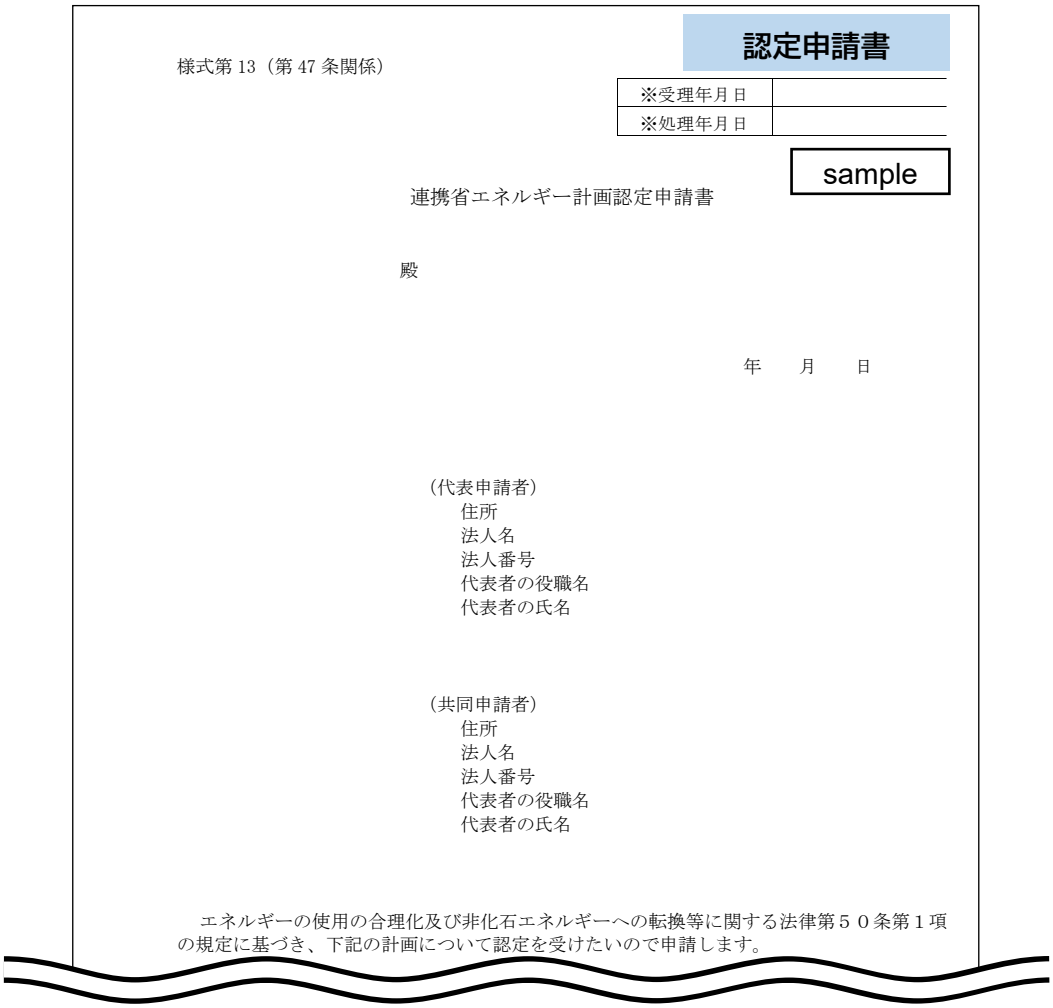
a b c 自由書式

原単位改善の計画を記載してください。
※ 事業後の年度毎の計画生産量や計画省エネルギー量等を図等を用いて記載すること

[添付32] 連携省エネルギー計画認定申請書の写し

全 定型

連携事業で申請する場合、「1-1.申請総括表」の複数事業者間連携省エネルギー事業を「該当」とし、原則、連携省エネルギー計画認定申請書一式の写しを提出してください。
これから申請を行う事業者は、連携省エネルギー計画認定申請書案を提出し、追って申請した一式の写しを提出してください。
※(Ⅰ)型 サプライチェーン連携枠の申請は除く



様式第 13（第 47 条関係）

認定申請書

※受理年月日	
※処理年月日	

sample

連携省エネルギー計画認定申請書

殿

年　月　日

（代表申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

（共同申請者）
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第５０条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

【連携省エネルギー計画認定申請に関するお問い合わせ先】
経済産業省　資源エネルギー庁　省エネルギー課
TEL: 03-3501-9726(平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

[添付33] 令和7年度定期報告書の表紙及び「特定第4表」の写し	全	定型

大企業のうち、省エネ法の事業者クラス分け評価制度で『Aクラス』に該当する事業者として申請する場合は、令和7年度提出済みの定期報告書「特定第4表　事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況」の写しを提出してください。なお、**定期報告書の表紙も併せて提出してください。**

※「Sクラスに該当する事業者」、及び「ベンチマーク目標値を達成する事業者」として[添付16 中長期計画書の写し]を提出する場合は、本書類の提出は不要です。

※定期報告書は特定第4表に記載された表の最終年が令和6年度(2024年度)であることを確認してください。

- **定期報告書「特定第4表　事業者の過去5年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況」 例**

特定－第４表　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1　エネルギーの使用に係る原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ-1	Ⓚ-1	Ⓛ-1	Ⓜ-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ-2	Ⓚ-2	Ⓛ-2	Ⓜ-2	

備考　特定－第３表１－１、１－２において事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（%）（Ⓩ-1)、(Ⓩ-2)」を求めた場合は、対前年度比(%）のみ記入する。

2　電気需要平準化評価原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ'-1	Ⓚ'-1	Ⓛ'-1	Ⓜ'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要平準化評価原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ'-2	Ⓚ'-2	Ⓛ'-2	Ⓜ'-2	

備考　特定－第３表２－１、２－２において事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比（%）（Ⓩ'-1)、(Ⓩ'-2)」を求めた場合は、対前年度比(%）のみ記入する。

[添付34] サプライチェーン取組に係る証憑	全	定型	又は	自由書式

●評価項目としての「サプライチェーン取組」の場合

サプライチェーンの下流に位置する企業(最終製品を製造するメーカー等を指す)が、サプライチェーン全体でのCO_2排出削減に関して以下(ⅰ)～(ⅲ)のいずれかの取組を対外的にコミットしている場合は、それを確認できる資料を提出してください。

※サプライチェーンの下流に位置する企業は申請事業者と同一ではないこと

(ⅰ)グリーン調達ガイドラインを設定している
(ⅱ)パートナーシップ構築宣言の「グリーン化の取組」において具体的な取組を記載している
(ⅲ)GXリーグに参画している

※上記(ⅰ)～(ⅲ)に限らず、サプライチェーンの下流に位置する企業がサプライチェーン全体でのCO_2排出削減について対外的にコミットしていることが確認できる資料があれば、その提出でも可とします。

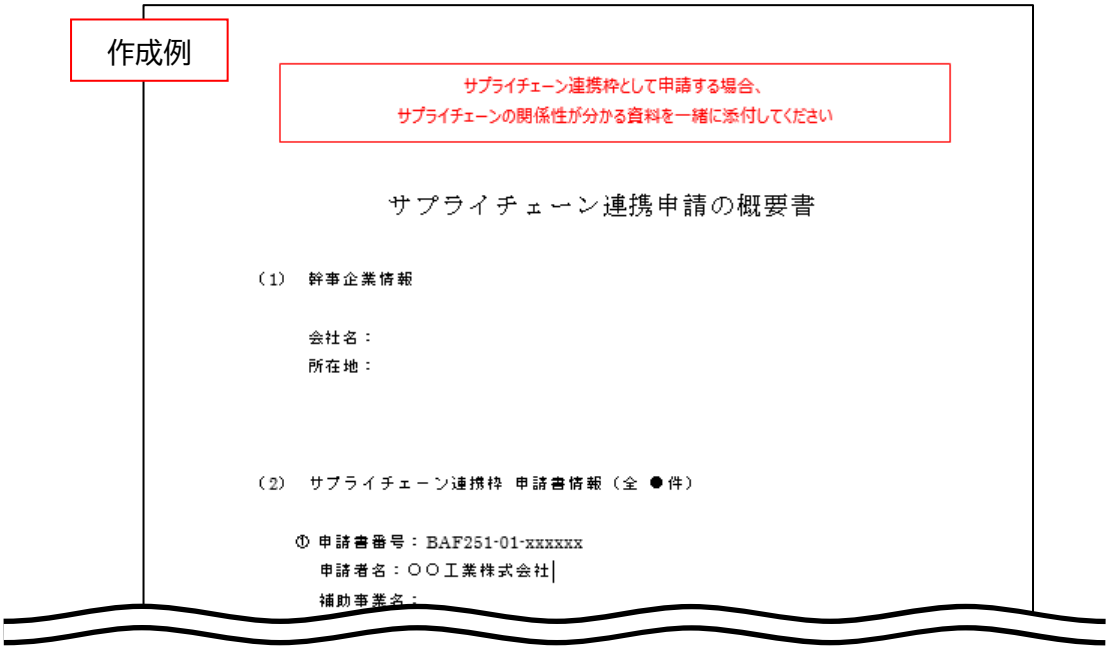
また、本補助金の申請事業者が当該サプライチェーンに入っていることが確認できる資料(例:プレスリリース、仕様書等)を提出してください。

●「サプライチェーン連携枠」として申請する場合

幹事企業とサプライチェーン上の最低4者以上のコンソーシアム形式で申請してください。
サプライチェーンについては、特定の商品に限定せず、サプライヤー・バイヤーの契約関係にあれば対象とします。(詳細は公募要領P.51)
※ 下流の幹事企業は補助金の交付を受けない場合でも、サプライヤーと共同で申請する必要があります。
※ 幹事企業自身が補助事業にて設備更新を実施し、補助金の交付を受ける場合は、幹事企業を含めて4者以上のコンソーシアムを形成して申請してください。

サプライチェーン連携枠で申請する場合は、[添付34]としてコンソーシアム形式で申請する全社の申請書の情報(申請書番号・申請者名・補助事業名)と、幹事企業のサプライチェーンにすべての上流企業が属していることを確認できる資料を提出してください。
また[添付22]補助事業の実施体制も別途、提出してください。

作成例



［添付35］パートナー金融機関による確認書	全	指定

資源エネルギー庁の「省エネ・地域パートナーシップ」におけるパートナー金融機関による支援を受けた中小企業者等が行う省エネルギー事業である場合は、パートナー金融機関が作成する「パートナー金融機関による確認書（以降、「確認書」という。）」を提出してください。
※「パートナー機関一覧」から除外となった金融機関が作成した「確認書」は評価対象外となります。
※「確認書」は、最新の「申請様式一式」の指定フォーマットを使用してください。
※「確認書」の発行日が1次公募開始以降かつ、公募締切日以前のもののみが評価の対象となります。

資源エネルギー庁のHPにおいても、省エネ・地域パートナーシップについてや確認書に係るよくある質問等の詳細について掲載しておりますので、以下をご参考ください。

＜資源エネルギー庁　省エネ・地域パートナーシップ＞
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/chiiki_partnership/
※ 上記のHPの「新着情報」の内、【令和7年度補正予算「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の公募開始とパートナー金融機関による確認書の発行について】のページを参照してください。

●「パートナー金融機関による確認書」 例

年　月　日

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金
省エネルギー投資促進支援事業費補助金　　事務局宛て

金融機関名
住　　所
責任者役職
責任者氏名

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金及び
省エネルギー投資促進支援事業費補助金に係る
パートナー金融機関による確認書

記

事業者名　　：●●●株式会社
事業者の省エネ化に向けた課題と申請経緯：■■■■■■■■■■■■■

金融機関の支援内容：▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲

上記の通り省エネ取組の支援を行い、内容は申請事業者の省エネルギー化に資するものであることを確認しました。

第4章

その他の事項について



4-1 交付申請までの残手順

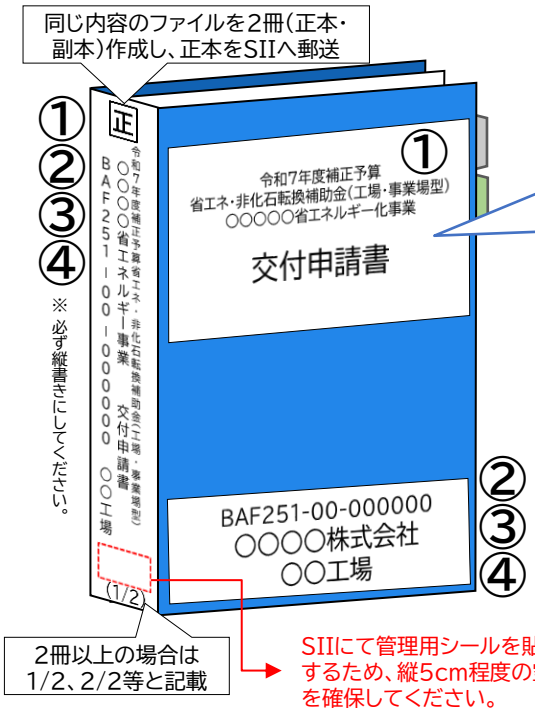
申請書類のファイリング

＜ファイルの作成イメージ＞

「提出書類一覧」の順に並べた書類を、順番を崩さずに、A4版のファイルに綴じ込みます。
複数事業所について申請する場合は、申請書番号（BAF251で始まる番号）毎にファイルを分けて作成してください。
※ 複数事業分の申請書類を一冊にまとめて提出することはできません。

＜書類提出のために準備するもの＞

- □ A4版のファイル　：全書類を綴じることができる厚さの2穴タイプ、ハードタイプ。
 ※ あらかじめ全ての書類を綴じた厚みを想定し、余裕を持って綴じることのできる厚さのファイルを用意してください。
- □ 中仕切り　：提出書類一覧表の「文書番号」分の枚数を用意してください。
- □ ファイルラベル、ファイルインデックス：SIIホームページからダウンロードしたファイルのP.2～5を活用してください。



表紙/背表紙に記載する情報

① 補助金名、補助事業名
② 申請書番号（BAF251-○○-○○○）※
③ 事業者名
④ 事業所名

※ ポータル入力時に発番される「BAF251」から始まる番号です。

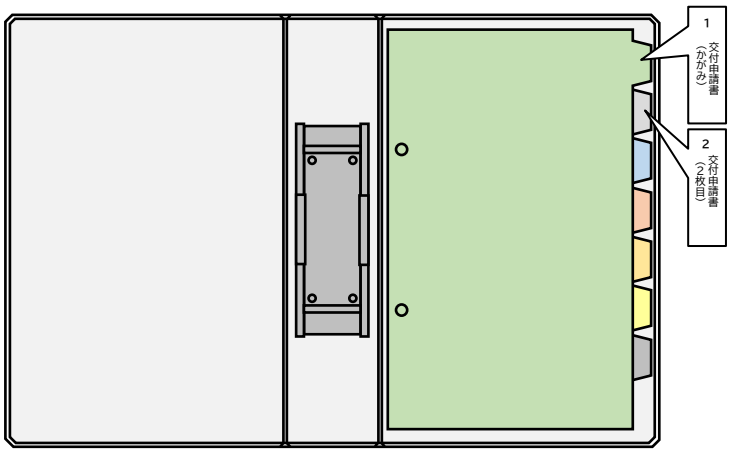
ファイリング時の注意

- 各書類の左に十分な余白をとり、記載部分にパンチ穴が重ならないようにしてください。
- 書類の袋とじはしないでください。
- ファイリングする際、書類をホッチキスやクリップで留めないでください。
- A3用紙が含まれる場合は、右半面を折り畳んで綴じ込んでください。
- 中仕切り、インデックスについては、次の＜インデックスの作成イメージ＞を参照してください。

＜インデックスの作成イメージ＞

中仕切りにインデックス（数字のみは不可）を貼り、書類の種類毎に書類の前に挟みます。

※ **書類自体に直接インデックスを貼らない**でください。
※ それぞれの提出書類は、該当する中仕切りの後ろにファイリングしてください。



申請書類の提出

完成した提出ファイルをもう一度見直し、書類の抜け漏れ、書類内容の入力誤り等がないか、よく確認してください。
配送事故に備え、配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で郵送してください(持込不可)。
※ 郵便私書箱留めの為、日本郵便株式会社以外の宅配便サービスはご利用いただけません。

書類郵送先

〒115－8691
赤羽郵便局私書箱43号
一般社団法人環境共創イニシアチブ　事業第1部
「省エネ・非化石転換補助金(工場・事業場型)」
5次公募　交付申請書在中

※「事業名」～「交付申請書 在中」の部分は、必ず赤字で記載してください。

受付期間

2026年11月6日(金)～2026年12月25日(金)　17:00必着

※ 書類は、上記日時までに到着するよう、提出してください。
消印日ではありませんので、よく注意してください。
※ 完成した提出ファイルは必ず郵送してください。
※ SIIへの直接持込は、受け付けることができません。

- 不備があった場合は、SIIより連絡します。
- SIIより連絡があった場合は、速やかにご対応いただくようお願いします。

以上で、交付申請書の作成・提出手順の説明は終了です。

4-2 着工前写真の撮影について ※交付決定前に設備を撤去する場合

交付決定前に既存設備の事前撤去を行いたい場合は、置き換える既存設備が示せる写真及び図面を準備しておく必要があります。撮影した写真は、交付決定後にSIIに提出します。
なお、提出方法については交付決定後に別途ご案内します。
※ **撤去工事以外の着工は、必ず交付決定日以降に実施してください。**

着工前写真撮影にあたっての注意事項

- 公募開始前の撤去ではないことを示す証憑として、申請書番号(BAF251-0●-●●)と撮影日をA3用紙等に印刷したものを、既存設備と共に撮影してください。
 ※「申請書番号」とは、ポータルに申請内容を入力した際、「一時保存」もしくは「確認」を行うと申請内容の最上段に表示される「BAF251-0●-●●」から始まる英数字です。

- 設備が設置してあることが分かるように、既存設備の全体を撮影してください。
 その際、1枚の写真に複数設備をまとめて撮影しても構いません。

- 写真は撮影位置を判別するための目印となるような周囲の建築物、柱、設備等(事業前後の比較にも使用できるように、工事で変化しないものが望ましい)を1枚の写真の中に写しこむようにしてください。

- 着工前写真のまとめ方例を参照し、写真に写した既存設備と旧設備図面の整合を取ってください。
 ✓ 旧設備図面の全体像(複数枚可)がわかるように撮影されていること。
 ✓ 階(フロア)毎、部屋毎、設置場所毎等に撮影されていること。
 ✓ どこから撮影したかが図面内で示されていること。

- 機器型番・製造番号等の銘板のあるものは、銘板単体でも撮影してください。
 ※ 銘板写真には申請書番号を写しこむ必要はありません。
 ※ 銘板がなく、設備に機器型番が刻印されている場合は刻印部分も撮影してください。

- 既存設備の撤去後は撮影できなくなるため、必要な写真の撮り残しをしないようにしてください。

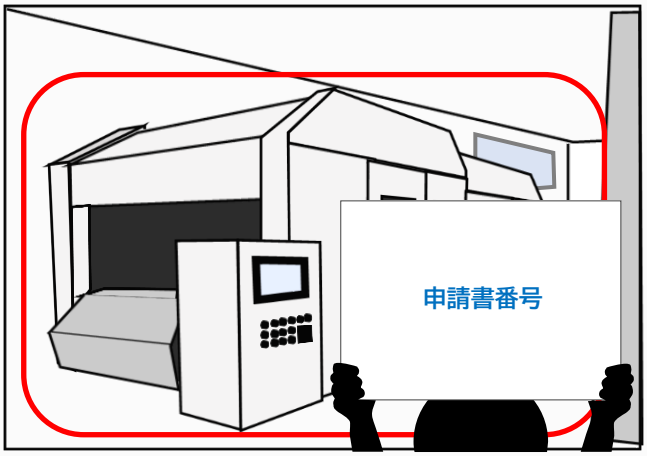
- 申請書番号や銘板の文字等が見えるよう、写真の撮り方や解像度等を工夫し、第三者が文字等を識別できる写真にしてください。
 ※ 見えない、読めない等の不明確な部分は、補助対象外となることがあるので留意してください。

着工前写真のまとめ方例

提出方法については交付決定後に別途ご案内します。以下、撮影のポイントを示しますのでご確認ください。

全体写真

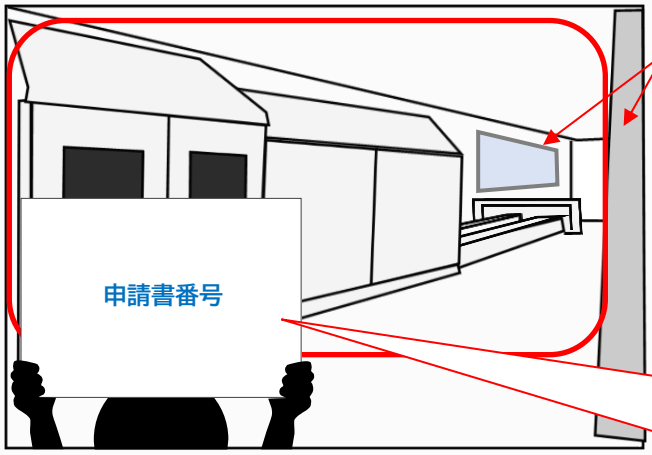
写真①



写真①
- 印刷機　No.1
 設置予定位置
- 撤去予定設備　印刷機(全体)
 図面番号　123－456

設置予定場所を油性ペンなどでわかりやすく示すこと
(PCで図形を上書きしても良い)

写真②



設置場所の目印となるもの(窓や柱など)を入れる

写真②
- 印刷機　No.1
 設置予定位置
- 撤去予定設備　印刷機(拡大)
 図面番号　123－456

- 申請書番号をA3用紙等に印刷したものを、設置予定場所と共に撮影すること(PC編集による番号の記載は認めない)
- 文字が見えるよう、撮り方など工夫すること

銘板写真

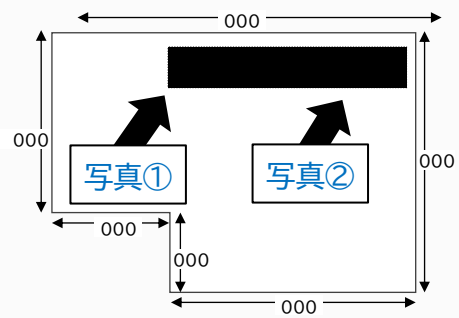
※ 銘板写真イメージ

機械の種類	印刷機
型式名	XYZ000
製造番号	XYZ-0123456789
製造会社	株式会社〇〇〇〇
入力	〇〇〇

※ 鮮明に撮影すること。
文字が読み取れない場合、再提出を求める場合がある

旧配置図面

図面番号
123－456



撮影した設備の写真と図面を一致・対応させること

※ 図面はイメージです

4-3 見積依頼・競争入札 ※交付決定前に3者見積りを取得する場合

3者以上の見積依頼・競争入札については、1次公募の公募要領公開日（2026年3月25日）以降から交付決定前の実施も有効としますが、特に以下の点に留意し見積依頼・競争入札を実施してください。
（採択後の確定検査時には、以下に含まれる資料が必要になるため留意してください。）
※ 競争入札実施時点で全ての見積書が有効期限内であること。

原則として補助対象外となる事例

- 交付決定前及び計画変更等でSIIの承認前の発注、納品、工事を行った場合。
- 3者見積り・競争入札において公平な競争がなされていない場合。
 ※ 競争入札が止むを得ず困難となる場合は、特命発注となる合理的な説明資料が必要となる。
 - （b）オーダーメイド型設備において特定メーカー又は機種を指定しての見積依頼・競争入札等がされている場合。（仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定されてしまう場合を含む。）
 - 見積りを実施する3者のうちいずれか同士が、関係会社や関連会社等の関係にある場合。
 - 3者見積りに参加したB社が発注先A社の下請けとなる場合等。
 - 見積依頼先に同一資本関係にある法人（関係会社等）が含まれる場合において、同一資本関係にない法人2者以上から見積書を取得していない場合。
- 支払方法が金融機関を通じた振込でない場合。（手形、小切手、現金手渡し、クレジットカード払い等）

見積依頼先選定理由書・発注先選定理由書の作成

見積依頼先選定理由書・発注先選定理由書は採択後に必要になるので作成準備をしておいてください。
（P.71以降の見積書参考資料）

見積依頼書、見積依頼仕様書の作成

見積依頼書は、原則、社規定の書式を使用し作成してください。（P.72以降の見積書参考資料）
見積依頼書には、必要に応じ仕様書、図面、見積要領等を添付し、見積依頼先が見積りを行うのに必要な補助対象設備の情報は、漏れなく記載してください。それらの添付書類は実績報告時の確定検査資料の一部として提出することになります。また、現地説明会等を行った場合には、その際配布した資料、口頭説明の内容を記載した議事録等も提出していただきます。

【留意観点】
- ✓ 複数のメーカーが提供している機能であるか。
- ✓ 見積依頼仕様書は実施計画書をベースに作成されており、見積機器選定に必要な条件が記載されているか。

見積書、見積仕様書

見積書、見積仕様書は、原則、社規定の書式を使用し作成してください。（P.74以降の見積書参考資料）
3者以上から入手した見積書、見積仕様書について記載内容に差がないか確認を行い、差がある場合は、揃うまで繰り返し見積り取得を行ってください。また、業者の見積辞退等があった場合、他の業者を選定し見積り取得を行ってください。

【留意観点】
- ✓ 依頼に対し、必要な設備、材料、工数等が正確に計上されているか。
- ✓ 見積金額が妥当であるか。
- ✓ 使用条件、設置環境条件、技術的条件等から、選定された機器の仕様が妥当であるか。
- ✓ 納期、支払条件等契約上必要な要件が明確にされているか。
- ✓ 複数のメーカーを取り扱う業者の場合、要件を満たす最も安価なメーカーで見積っているか。
- ✓ 見積仕様書は、選定した機器が兼用設備、及び将来用設備、予備設備等とならないことが確認できるものであるか。（不明な場合は、補助対象外となる場合があります。）

見積依頼先選定理由書　サンプル

見積依頼先選定理由書

１．○○株式会社

①業務内容

②技術力、保守体制、工事業認可

③対象設備に関する設置・販売実績

④その他

２．△△鉄工所

①業務内容

②技術力、保守体制、工事業認可

③対象設備に関する設置・販売実績

④その他

３．□□株式会社

①業務内容

②技術力、保守体制、工事業認可

③対象設備に関する設置・販売実績

④その他

工事業認可等を取得している場合は工事業許可番号を記載すること

- 見積依頼先として業務遂行能力があり、かつ競争関係にある会社を3者以上選んでください。
 ≪以下のような見積依頼先の選定は避けること≫
 - 見積依頼先から直接又は間接的に推薦･紹介のあった会社。
 - 見積依頼先同士がメーカーとその販売店或いは、仕入れ先等である場合。
 - 見積りを実施する3者のうちいずれか同士が、関係会社や関連会社等の関係にある場合は、必ず同一資本関係にない法人2者以上から見積書を取得すること。

- 選定した見積依頼先について、選定理由の詳細を記載してください。
 - 項目に分けて記載することが望ましい。(少なくとも上記①～④の項目は含むこと)
 - 記載内容は、裏付けがある事実のみに限る。

- ②は本事業に対応する能力があることを示してください。

見積書参考資料

見積依頼書　サンプル

見積依頼書番号：〇〇〇〇〇
〇〇〇〇年〇月〇日

発行日が1次公募の公募要領の公開日
（2026年3月25日）より前の日付は無効

〇〇株式会社
〇〇　〇〇殿

◆◆◆◆株式会社
〇〇　〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町
〇丁目〇番〇号
印

見積依頼書

下記の通りお見積をお願いいたします。

工事件名は全ての書類で統一させること
納期、支払条件は、3者見積りを行った業者全て同じ条件とすること

工事件名　：ガスタービン設置工事
　　仕様書は別添参照
納期　：〇〇〇〇年〇月〇〇日
御支払条件　：検収翌月末までに現金払い
見積有効期限　：見積後〇〇日

お見積書を〇〇〇〇年〇月〇日までにご送付くださいますよう宜しくお願いいたします。

- 見積依頼書の中に必ず次の5点を記載してください。
 ① 工事件名
 ② 納期（年月日）
 　※ 納期については初旬、中旬等と表記せず日付を明記すること。
 ③ 支払条件
 　※ 実際の支払条件を記載すること。
 　※ 3者見積り後の支払条件の変更は原則不可とする。
 ④ 見積有効期限
 ⑤ 見積提出期限
- 見積依頼書には、必要に応じ仕様書・図面・見積要領等を添付し、添付書類の全てを保管しておき、確定検査時に提出してください。
- 現地説明会等を行った場合には、その際配布した資料、口頭説明の内容を記載した議事録等も確定検査時に提出してください。

見積依頼仕様書 サンプル

見積依頼仕様書

補助事業名 ：

件名 ：

以下仕様要件を満たす、見積をお願いいたします。

年 月 日

法人名 ：

代表者等名 ： 印

納期 ：
支払条件 ：

No.	主要設備等の名称	要求仕様	数量
1			台
2			台
3			台
4			台
5			台
6			台
7			台
8			台
9			台
10			台

- 見積依頼仕様書は、実施計画書本文の内容をベースに作成されていて、見積機器選定に必要な条件が記載されているか確認してください。
 - 見積依頼先が見積りを行うのに必要な補助対象設備の情報は漏れなく記載してください。（配置図面等も添付）
 - 見積書は補助対象と補助対象外に区分し、それぞれ設計費、設備費、工事費に分けて作成するよう指定(明記)してください。
 ※ 補助対象、補助対象外の両方を含む設備費、工事費(共通仮設費、現場管理費、諸経費等)は、補助対象外を除外した補助対象の設備、工事に要する経費部分のみを補助対象とします。
 - ※(b)オーダーメイド型設備はメーカー、型番の指定(結果として指定されるような仕様上の数値指定、又は既存設備との互換性、連続性等の条件指定)はできません。
 - 仕様上の数値は、特命発注等にならないように、必要に応じて「以上」「以下」「範囲(a～b、±○%)」等と記載してください。その際、計画省エネ量を下回らないように注意してください。
 - 補助対象外となる撤去費用も算出してください。
 見積書に撤去費用が無い場合(別発注で行われた場合)、補助対象内に含まれていない事を証明する証憑を求める場合があります。
 - (Ⅳ)エネルギー需要最適化型の場合、申請時に選定したSIIに登録されているEMSであること。

見積書　サンプル　※(Ⅰ)工場・事業場型の場合

御見積書

見積り番号：14-2320

◆◆◆◆株式会社　御中

年　月　日

(工事件名)　ガスタービン設置工事

○○株式会社
営業部○○課
印

御見積金額(税抜)　¥313,900,000
消費税　¥31,390,000
御見積金額合計　¥345,290,000

納期　：○○○○年○月○○日
受渡条件　：据付調整渡し
御支払条件　：検収翌月末までに現金払い
見積有効期限　：見積後○○日

	数量	単位	単価	金額
Ⅰ　補助対象経費				
1．設計費				
(1)基本システム設計費	64	人日	80,000	5,120,000
(2)配置設計費	56	人日		00
(3)出精値引				00
(小計) ①				00
2．設備費				
(1)ガスタービンユニット	1	式		208,000,000
(2)ガス圧縮機	1	式		22,000,000
(3)ガスタービン発電盤	1	式		32,000,000
(4)出精値引				−5,800,000
(小計) ②				256,200,000
3．工事費				
(1)据付工事費	1	式		3,000,000
(2)配管工事費	48	人日	60,000	2,880,000
(3)配管資材費	1	式		3,500,000
(4)電気・計装工事費				14,400,000
(5)試運転調整費				4,600,000
(6)出精値引				−850,000
(小計) ③				27,530,000
合　計 (①+②+③)				293,130,00
Ⅱ　補助対象外経費				
1．設計費				
(1)建屋設計費	1	式		1,000,000
2．設備費				
(1)建屋資材費	1	式		5,200,000
3．工事費				
(1)撤去工事費	1	式		7,500,000
(2)建屋建築工事	120	人日	60,000	7,200,000
(3)出精値引				−130,000
合　計				20,770,000
総　計				313,900,000

設備費や工事費を一式で計上する場合は、明細見積書を示すこと

出精値引きは各費目毎に分割、按分して記入すること

補助対象経費

- 依頼時の指定が守られているか確認してください。
 - ✓ 以下①～④の記載があり、間違いはないか。
 ①工事件名、②納期(年月日)、③支払条件、④見積有効期限
 ※ 要求した納期を満たしているか。
 ※ 見積有効期限内の発注が実行可能であるか等も確認すること。
 - ✓ 出精値引がある場合、各費用項目に配分されているか。
 - ✓ 補助対象、補助対象外を区分しているか。
 - ✓ 補助対象、補助対象外それぞれを設計費、設備費、工事費に区分されているか。(区分毎に小計までを記載することが望ましい)
 - ✓ 複数年度事業の場合、年度毎の設計費、設備費、工事費の金額がわかるようにすること。
- 確定検査資料全般の様式の作成負担を軽減するために、上記の記載方法(特に内訳)を採用するよう業者に依頼してください。
- 撤去及び設置に共通する足場、高所作業車、安全対策費等の工事費用は、補助対象及び補助対象外に分けて見積りしてください。

見積仕様書

- 3者以上から入手した見積書、見積仕様書について記載内容に差がないか確認してください。差がある場合は、揃うまで再見積りを行ってください。
- 見積依頼先の見積り辞退等があった場合、もしくは見積依頼仕様を満たしていない場合等は、他の会社で見積りを行い、3者以上の見積書を揃えてください。

≪仕様書(見積書)確認時の注意事項≫

- ✓ 見積依頼先が選定した機器のメーカー、型番が明記されているか。
- ✓ 選定した機器の能力は仕様を満たしているか。
- ✓ 補助対象とする機器に将来用設備、予備機等含まれていないか。
- ✓ 依頼に対し、必要な設備、材料、工数等が正確に計上されているか。
- ✓ 見積金額が妥当であるか。
- ✓ 使用条件、設置環境条件、技術的条件等から、選定された機器の仕様が妥当であるか。
- ✓ 納期、支払条件等契約上必要な要件が明確にされているか。
- ✓ 複数のメーカーを取り扱う見積依頼先の場合、要件を満たす最も安価なメーカーで見積っているか。
- ✓ 見積仕様書は、選定した機器が兼用設備とならないことが確認できるものであるか。
 (不明な場合は、対象外となる場合がある)

お問い合わせ・相談・連絡窓口

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）
補助金申請に関するお問い合わせ窓口

（Ⅰ）工場・事業場型　先進枠
TEL:03-5565-3840

（Ⅰ）工場・事業場型　一般枠／中小企業投資促進枠
TEL:03-5565-4463

（Ⅰ）工場・事業場型　サプライチェーン（SC）連携枠
TEL: 03-5565-4463

（Ⅳ）エネルギー需要最適化型
TEL:03-5565-4773

受付時間：平日の10:00～12:00、13:00～17:00
（土曜、日曜、祝日を除く）
通話料がかかりますのでご注意ください。

SIIホームページURL　https://sii.or.jp/
事業ページURL　https://sii.or.jp/koujou07r/

事業ページQRコード

